

平成 27 年

# 第 4 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 27 年 11 月 24 日開会

柳泉園組合議会

## 平成27年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	4
・行政報告	4
・議案第13号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 9
・議案第14号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 4
・議案第15号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 6
・陳情第1号（上程、委員会付託）	5 1
・陳情第2号（上程、委員会付託）	5 1
・陳情第3号（上程、委員会付託）	5 1
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	5 2
○閉 会	5 6

平成27年第4回  
柳泉園組合議会定例会会議録

---

平成27年11月24日 開会

---

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. 議案第13号 工事請負契約の締結について
6. 議案第14号 平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）
7. 議案第15号 平成26年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
8. 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件について  
陳情第1号 柳泉園での水銀汚染発生の原因究明を求める陳情  
陳情第2号 水銀汚染事故発生に伴う土壌汚染調査実施の陳情  
陳情第3号 ダイオキシンの連続測定を求める陳情  
(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)
9. 廃棄物等処理問題特別委員会報告

---

1 出席議員

1番 島崎清二	2番 関根光浩
3番 村山順次郎	4番 後藤ゆう子
5番 藤岡智明	6番 桐山ひとみ
7番 鈴木たかし	8番 小西みか
9番 渋谷けいし	

2 関係者の出席

管理者	並木克巳
副管理者	渋谷金太郎
副管理者	丸山浩一

助 役	森 田 浩
会計管理者	田之上 真
監 査 委 員	安 藤 純 一
清瀬市都市整備部参事	佐々木 秀 貴
東久留米市環境安全部長	小 林 尚 生
西東京市みどり環境部長	松 川 聡

### 3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	千 葉 善 一
技術課長	佐 藤 元 昭
資源推進課長	宮 寺 克 己
書記	横 山 雄 一
書記	小 林 光 一
書記	押 切 悦 子
書記	本 間 尚 介

---

午後 1時30分 開会

○議長（渋谷けいし） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成27年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、11月17日及び本日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります島崎清二議員に報告を求めます。

○1番（島崎清二） 去る11月17日と本日、代表者会議が開催され、平成27年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成27年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月24日、本日1日限りいたします。

また、本日の日程としましては、まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもつ

て報告いたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第13号、工事請負契約の締結について」、「日程第6、議案第14号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」、「日程第7、議案第15号、平成26年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を順次上程し、採決いたします。

次に、「日程第8、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」を上程し、陳情第1号、追加の陳情第2号及び第3号を付託いたします。その後、定例会を暫時休憩し、休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催し、各陳情を審査いたします。委員会終了後、本会議を再開し、「日程第9、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より報告していただき、その後、討論、採決を行います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 報告が終わりました。ここで、陳情が追加されておりますので、職員により議事日程を配付いたします。

〔資料配付〕

○議長（渋谷けいし） これより代表委員の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとし、日程表のとおりとすることに決定いたしました。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第1番、島崎清二議員、第2番、関根光浩議員、以上のお二方をお願いをいたします。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

---

○議長（渋谷けいし） ここで、資料要求について御報告いたします。

今定例会に関して、申し合わせに定める期限までに資料の要求がありましたので、職員にこれを配付させます。詳細については、一覧表を御参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） それでは、改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、本日、平成27年柳泉園組合議会第4回定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも、第4回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げる次第であります。

このたび、柳泉園クリーンポートの1号炉から水銀濃度が検出されたことについて、関係者の皆様に御心配や御迷惑をおかけしたことを、この場をお借りして心よりおわび申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業について、柳泉園クリーンポート1号炉の再稼動について及び厚生施設プール棟等大規模改修工事概要について御報告申し上げさせていただきます。

また、本日御提案申し上げます議案は3件でございます。御審議を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第4回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成27年8月から10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1、庶務について、(1)事務の状況でございますが、8月13日に関係市で構成する事務連絡協議会、18日に管理者会議を開催し、平成27年第3回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議いたしました。

続きまして、2、見学者についてでございますが、今期は20件、1,074人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が13件、915人でございます。

次に、2ページの3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございますので、これにつきましても御参照いただきたいと思います。

次に、5、監査についてでございますが、両監査委員において10月14日、16日及び22日に平成26年度決算審査が行われております。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は3件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万7,670トンで、これは昨年同期と比較しますと577トン、3.2%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは4ページの表4-2のとおり1万5,834トンで、昨年同期と比較しますと614トン、3.7%の減少でございます。また不燃ごみは表4-3のとおり1,743トンで、昨年同期と比較いたしますと22トン、1.3%の増加となっております。粗大ごみは5ページの表4-4のとおり93トンで、昨年同期と比較いたしますと15トン、19.2%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、8ページの表6は缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございませ

て、今期の総搬入量は1,788トンで、昨年同期と比較いたしますと47トン、2.6%の減少となっております。

次に、9ページの2、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、8月に1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。9月には1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定の実施をしております。また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。また、ごみ・灰クレーンの定期点検整備補修が完了しております。

なお、9月には、1号炉の排ガス中から水銀濃度が検出されたため、1号炉を緊急立ち下げております。10月には1号炉、共通設備及び污水处理設備等の定期点検整備補修を実施しております。また、2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定も実施しております。なお、1号炉につきましては、定期点検整備補修にあわせ、水銀濃度検出に伴い脱硝反応塔及び減温塔などの内部清掃も実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、12ページの表11-1から13ページの表11-3に記載しております。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万7,263トンで、昨年同期と比較いたしますと529トン、3.0%の減少となっております。

10ページの表8から11ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載しております。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページでございます。(2)の不燃・粗大ごみ処理施設でございます。8月には引き続き定期点検整備補修を実施しております。9月にはバグフィルター清掃を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,836トンで、昨年同期と比較しまして37トン、2.1%の増加となっております。

続きまして、14ページの(3)リサイクルセンターでございます。8月には引き続き定期点検整備補修を実施し、8月から9月にかけてびん系列の補修を実施し、その後、



施設は順調に稼動してございます。

次に、表13のリサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は1,788トンで、昨年同期と比較しますと47トン、2.6%の減少となっております。

続きまして、15ページの3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出してございます。今期は1,875トンで、昨年同期と比較しますと96トン、4.9%の減少となっております。搬出状況は表14に記載のとおりでございます。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラスにつきましては、埋立処分をせずに、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表15に記載のとおりでございます。

続きまして、16ページのし尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は222キロリットルで、昨年同期と比較いたしまして55キロリットル、19.9%の減少となっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、17ページの2、施設の稼動状況でございますが、今期は8月に脱臭塔活性炭交換を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果でございますが、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、19ページの施設管理関係1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は17.9%、テニスコートは0.9%、室内プールは7.0%、浴場施設は1.2%、それぞれ利用者が減少してございます。各施設の利用状況につきましては表18-1及び表18-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては20ページの表19に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございますが、10月4日から17日までの14日間、クリーンポート定期点検整備補修に伴い、臨時休業いたしております。また、10月19日には、一般用及び幼児用プールにおきまして残留塩素濃度がプール水質基準値を超えたため、一時使用を取りやめております。室内プール及び浴場施設の水質測定結果は表20及び21ページの表21に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後になりますが、今回、水銀濃度が検出されたことに伴いまして、去る11月10日及び11日に周辺自治会定期協議会を開催いたしました。9自治会中6自治会が出席されました。その中で、1号炉停止に関する経過及び再稼動について説明させていただき、全自治会の皆様方に再稼動について御理解をいただきました。また、欠席された自治会の方につきましても、後日説明に伺い、御理解をいただいております。

また、当日の各自治会の皆様方からの主な質問や御意見ですが、まず「検査体制をしっかりとし、危機感を持ち行動してほしい」「異常が出た場合、稼動停止を迅速に行ってほしい」「水銀混入は過去にもなかったのか」「水銀混入量はどれくらいなのか」「水銀の数値が3倍検出されたが問題ないのか」「再稼動はいつか」「緊急事故などは早急に知らせしてほしい」などさまざまな御意見をいただきましたことを御報告申し上げます。

また、行政報告資料といたしまして、「柳泉園クリーンポート1号炉の再稼動について」及び「厚生施設プール棟等大規模改修工事概要」を今回添付させていただいておりますので、この後、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、「柳泉園クリーンポート1号炉の再稼動について」を御説明いたします。

1、停止までの経緯でございます。

9月1日午前8時46分、稼動中の1号炉において、排ガス中の水銀濃度が急激に上昇いたしました。このため、排ガス中の水銀に関しましては法律による排出基準がなく、また、柳泉園組合といたしましても自己規制値等の数値は定めておりませんでした。東京二十三区清掃一部事務組合などでは自己規制値を0.05 mg/m<sup>3</sup>N（立方メートルノルマル）と定めており、今回1号炉の水銀濃度が1時間平均値で0.14 mg/m<sup>3</sup>Nと高い数値となったことから、東京二十三区清掃一部事務組合などの対応を確認し、同日の午後4時に1号炉の立ち下げを開始し、翌日の午前10時に完全停止となっております。

2、停止後の対応についてでございます。

9月1日、管理者、正副議長、代表委員、清瀬市及び東久留米市に御報告をさせていただいております。翌2日、西東京市及び周辺自治会に報告をしております。4日には組合

議会議員、関係3市及び周辺自治会へ停止の経緯及び今後の対応について、文書にて御報告させていただいております。また同日、柳泉園組合のホームページへ停止の経緯等について掲載しております。9日、東村山市に御報告しております。

15日、水銀含有廃棄物の分別排出の徹底について、柳泉園組合に登録されております事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に対して、文書にて依頼をしております。また同日、1号炉水銀濃度分析計について精密検査を実施いたしました。結果につきましては、分析計に異常がなかったことを確認しております。また、同日ですが、飛灰を採取し、水銀の溶出検査を実施いたしました。結果といたしましては、溶出はしていなかったということでございます。

25日、水銀含有廃棄物の分別排出の徹底について、関係3市へ文書にて依頼をいたしております。また同日にクリーンポート搬入内容物調査（1回目）を実施しております。当日は4台の車両を検査いたしましたが、特に問題のある車両については発見されませんでした。

10月に入りまして、2日ですが、検量棟に「搬入内容物の検査について」を掲示しております。翌3日、脱硝反応塔内の飛灰を採取し、水銀の含有検査を実施したところ、バグフィルター等の交換を要する値ではございませんでした。

16日、減温塔内の清掃を10月16、17、19日、3日間かけて行いました。20日にはクリーンポート搬入内容物検査（2回目）を実施いたしました。当日は2台の車両を検査しましたが、問題のあるごみは発見されませんでした。なお、3回目は今月17日に3台の車両を検査しておりますが、このときも特に問題のある車両については発見されませんでした。

10月25日、組合広報誌「りゅうせんえんニュース」を新聞折り込みにて関係3市全域に発行しております。28日には煙道の清掃を行いました。30日、脱硝反応塔の清掃を30・31日の2日間で行いました。

11月に入りまして、10日、周辺自治会定期協議会、東久留米市側を開催いたしました。1号炉の再稼動について御理解をいただきました。翌11日には、周辺自治会定期協議会の東村山市側を開催いたしまして、こちらでも1号炉の再稼動について御理解をいただきました。

13日、組合議会議員、関係3市、東村山市及び周辺自治会へ「柳泉園クリーンポート1号炉の再稼動について」を文書にて報告いたしております。また、このことについて、

ホームページにも掲載いたしました。

3、水銀に係る自己規制値でございます。

東京二十三区清掃一部事務組合の基準を参考に水銀に係る自己規制値を「 $0.05 \text{ mg/m}^3 \text{ N}$ 」と定め、1時間平均値が自己規制値を2時間連続して超えた場合、その焼却炉を停止することといたしました。また、それに対応するマニュアルも作成いたします。

4、緊急時の連絡体制。クリーンポートにおける緊急停止時の連絡体制は別紙のとおりでございますので、次のページの「緊急停止時の連絡体制」をごらんください。この連絡体制は、去る11月16日に行われました事務連絡協議会でこの連絡体制に決定いたしました。

5、再稼動について。1号炉の再稼動につきましては、11月10日及び11日に開催した周辺自治会定期協議会で御理解をいただいたため、11月19日に立ち上げを開始しております。今回の1号炉については、水銀に係る自己規制値を遵守するため、炉内温度の上昇中に水銀濃度分析計で数値を確認しながら昇温させ、自己規制値を超えなければごみを投入いたしますが、昇温中に自己規制値を超えた場合は、ごみを投入せず直ちに炉を立ち下げるということで、立ち上げを行いました。19日の午後9時に1号炉の立ち上げを開始いたしまして、20日の9時10分ぐらいから定期点検整備後の幾つかの試験を行いまして、そちらが無事終了した午後5時35分にごみを投入いたしました。この間、水銀は検出されず、またその後も水銀は検出されずに現在順調に稼動しております。

続きまして、8ページをごらんください。

水銀に係る資料です。

1、拡散倍率。一般的に清掃工場の煙突からの排出ガスが周辺に拡散するときには最低でも10万倍に薄められると言われております。柳泉園クリーンポートについては、11万5,000倍程度の拡散倍率であります。その下、二重丸からですが、クリーンポート建設に伴う設計計算書の中に「煙突拡散計算」があり、拡散倍率を計算しております。拡散計算はブルームの式、拡散係数はパスキル・ギルフォード図を使用いたしまして計算した結果、一例ですが、硫酸化物が煙突から20ppmで排出されたとすると、最大着地濃度で $0.000173 \text{ ppm}$ と計算されております。つまり、 $20 \text{ ppm} \div 0.000173 \text{ ppm} = \text{約} 11 \text{ 万} 5,000 \text{ 倍}$ となるということです。煙突から排出される水銀についても硫酸化物の拡散と等しいと考えております。

2、健康被害についてです。今回の水銀については1時間平均値で $0.14 \text{ mg/m}^3 \text{ N}$ であ

り、11万5,000倍に拡散するため、最大着地濃度で0.0000012mg/m<sup>3</sup>となります。現在、水銀には環境基準がありませんが、環境省によりますと「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針」がございまして、この中で「年平均値0.00004mg/m<sup>3</sup>」であれば影響がないと言われております。このため、周辺環境に影響はないと考えております。

3、水銀混入量。こちらは試算でございしますが、①水銀の自主規制値を都に準拠いたしまして0.05mg/m<sup>3</sup>Nといたしましたので、単位を合わせるために排ガス濃度を0.05mg/m<sup>3</sup>N=0.00005g/m<sup>3</sup>Nといたします。②排ガス量は2万3,270m<sup>3</sup>N/hで、こちらは当日の1号炉の1日の平均排ガス量を使用しております。排ガス量は常時変動するため、当日の1日の平均値2万3,270という数字を使用しております。③排ガス処理装置による通減率。これは一般的に言われているバグフィルターの通減率でございしますが、93.1%あると言われております。100%から93.1%を引き、単位を合わせますと0.069となります。ですので、水銀投入量をXと推定いたしますと、 $X \times ③ = ① \times ②$ となります。つまり、 $X = ① \times ② \div ③ = 0.00005 \times 2万3,270 \div 0.069 = 約17g/h$ 、1時間当たり約17グラムの水銀混入で自己規制値と定めました0.05mg/m<sup>3</sup>Nとなる計算となります。1炉当たりの処理能力は1日で105トンあるため、1時間といたしますと約4トンの処理能力となります。17グラム÷4トン=約4.3グラムとなります。単純計算でございしますが、ごみ1トン中に約4.3グラムの水銀が混入いたしますと規制値を超えることになるという計算でございします。

クリーンポート1号炉の再稼動についての御説明は以上で終了いたします。

○施設管理課長（千葉善一） 行政報告資料9ページでございします。厚生施設プール棟等大規模改修工事概要につきまして御説明させていただきます。

改修工事の基本的な考え方といたしましては、既存機能の維持と機器類の更新、そして施設のバリアフリーなど、高齢者、障害のある方、幼児の方々に利用しやすい施設の改修となっております。

工事期間につきましては、前回の組合議会定例会の中で御説明させていただいております。平成29年4月からの営業に向けまして、平成28年10月から平成29年3月末までの間の改修工事を想定しております。室内プール、トレーニング室、会議室、軽食堂などのほかに、工事等で使用されます資材、廃材置き場、工事車両の専用駐車場といたしまして使用するために学童野球場等の休業を、また工事期間中につきましては、浴場施設に

については営業を予定としております。

それでは、工事概要につきまして御説明させていただきます。

9 ページ目、1 番、屋上防水補修でございますが、プール棟、約1,410 平方メートル、浴場棟、約930 平方メートル、合計といたしまして2,340 平方メートルの各屋上につきまして、高圧洗浄やシール処理などの下地処理を行った後、ウレタンゴム複合塗膜によります防水補修となります。

2 番目、外壁・内壁補修でございますが、プール棟外壁、約1,130 平方メートルにつきまして、高圧洗浄、クラック処理などの下地処理を行った後、防水型の複層塗料による吹きつけ補修となります。また、室内プール内壁、約400 平方メートルにつきましては、外壁と同様に下地処理を行った後の複層塗料による吹きつけ補修となります。

3 番目でございます。室内プール改修でございますが、一般用プールにつきましては、長さ25メートル、幅13メートル、水深1.1メートルの6コースのプールの設置となります。プールにつきましては、利用者のライフスタイルの変化によりまして、従前の泳ぐプール、水泳から歩くプール、水中歩行、そしてアクアエアロビクスなどの水中運動へと利用方法が多様化する中で、今後20年間の使用を考慮し、どこからでも自由に出入りが可能な水深1.1メートルのフラット化したプールを前提に、既存プールの改修、防水補修ではなくて、新規の設置となります。幼児用プールでございますが、現状と同様な耐久性のありますガラスライニング塗装による防水補修となります。

プールの床面につきましては、現在のビニール床シートから歩行用プールでも使用しております磁器タイルへの補修となります。天井板につきましては、つり下げ式の耐震性のあります天井板への改修を行うことにより、地震による落下防止対策を行います。照明器具類につきましては、現在の水銀灯からLED照明への交換を行うことで節電対策を行います。建具類につきましては、下のほうの絵柄になりますが、A-B、B-C断面図に記載してございます。窓枠のうち、腐食が著しくなっている赤枠の下段10カ所の窓枠につきまして、アルミカバー工法による補修のほか、地震対策としてガラス窓への飛散防止フィルムの張りつけ、そして防火対策として黄色い枠でございますが、排煙窓の交換を行います。

その他といたしまして、腰洗い槽の撤去と、それにかわる強制シャワー設備の設置、トイレ関係では便座の洋便器化と手すり、ブースなどの設置、シャワー室では床のかさ上げとブースの設置、更衣室では障害者用ブースの設置のほかに、臭気対策といたしまして排

水トラップの改修、汚水配管の交換を行います。

4番目、エレベーター設置でございます。プールの受付と軽食堂の間に、間口800ミリ、かごの室内の幅1,050ミリ、奥行き1,520ミリの9人乗りエレベーターの設置となります。

5番目、プール棟2階の改修でございますが、10ページ目をごらんください。裏面でございますが、和室につきましては、クッション性のあります6.5ミリのビニールシートへの張りかえを行うことで、靴を脱いだ状態での例えば会議、遊技場として利用できるような多目的室への改修を行います。また、トレーニング室につきましては、平成26年度の1日平均利用者数が16名となっております。そのため、トレーニング室の有効利用を図る上で、今回の改修ではホールの一部に新トレーニング室を新設することで利用者の対応に努めるほか、現在のトレーニング室の床面につきましても和室同様にビニールシートの張りかえと、鏡である「姿見」の設置を行うことにより、例えば体操、エアロビクス、ダンスなど、さまざまな運動ができる多目的室に改修を行うことで利用者数の増加に努めたいと考えております。

また、更衣室の新設のほかに、床、壁面、洋室、照明器具の改修を行います。共通といたしましては、トイレ関係では、先ほども申し上げましたが、便座の洋便器化と手すりの設置、小便器の交換、床のかさ上げ、ブース、洗面台の改修、そしてベビーシートやベビーチェアなどの設置を行います。

続きまして、設備機器類の更新でございますが、1ページ戻っていただき、9ページ目でございます。

9ページ目の6番、設備機器類の更新でございますが、空調設備につきましては、加熱能力を高めた暖房用の空調機の更新を行うほか、冬場対策といたしまして、更衣室の入り口やロビーに暖房機でありますファンコイルユニットを設置することで室内温度の管理に努めます。ろ過設備機器類につきましては、処理能力を1時間当たり現在120立米から150立米に高めた珪藻土式のろ過機と塩素滅菌装置の更新を行うことにより、ろ過能力と滅菌効率の向上を図り、安定した自動運転に努めます。受水槽では給水配管の交換を含めた更新となります。

7番目、電気設備の改修でございますが、改修工事に伴いまして幹線動力設備の改修、そのほかプール棟の照明器具のLED化による電気代の削減化、館内放送設備の改修、防犯対策といたしまして監視カメラの設置、防災設備の機器などの改修となっております。

8番目の機器設備改修では、先ほど御説明申し上げましたが、トイレ便器類、洗面台等の衛生器具類や給排水管等の改修となっております。

9番目の撤去工事では、現在稼動していない機器類の撤去となっております。

主な改修工事の概要につきましては以上でございます。

○議長（渋谷けいし） 以上で行政報告についての説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） それでは、水銀の問題について3点、お聞きをしたいと思います。陳情も提出されておりますので、そこでも細かい問題について質疑をしたいと思います。ここでは再発防止対策についてお聞きをしたいと思います。

1点目の質問なんですが、2011年1月17日の朝日新聞の記事ですが、見出しを読みますと、「ごみ焼却施設水銀検出問題、23区と組合、連携強化、迅速対応を狙い検討委設置」と、検討委員会を設置したと、そういう見出しの記事であります。2010年、2011年にかけて、都内の清掃工場で水銀の検出が重なったということは御承知のとおりだと思いますが、記事によれば水銀汚染の原因について、大量の水銀を混入する不適正な搬入ごみがあったと断定をした上で、検出された日にごみを運び入れた収集運搬業者への聞き取り調査を始めるため、業者に対する指導権限を持つ足立区を中心に7月1日に文書で協力を依頼したと、そういう記事になっております。

御説明によれば、これまでなかった自己規制値を決められたり、搬入ごみについて抽出検査ということではあると思いますが、抜き打ちだと思えるのですけれども、その内容物の検査を複数回やられていることなど、前向きな対応が図られているというふうに評価したいと思う反面、当然柳泉園の中に、具体的に言うとごみピットの中に、どのようにして水銀を含む物質を持ち込ませないようにするかということを考えてときに、やはり事業系ごみと家庭ごみを収集している、家庭ごみに関係3市ということになりますし、事業系ごみということになるとそれを収集運搬している業者との連携というものが欠かせないと。その意味で、足立区の例を挙げましたけれども、東京二十三区清掃一部事務組合で検討委員会を立ち上げたということが2011年の段階で報じられているわけですから、そういう連携のための取り組み、何らかの組織、例で言えば検討委員会ということになりますが、そういうものを具体的に設置するべきだったのではないかなと。私は、過去の例から言えばそういうことが言えると思うのですが、そういうことは検討されたのかどうか、今後検討されていくのかどうか、お聞きをしたいと思います。それが1点目です。



2点目ですが、排ガス中の濃度測定値の公表についてですけれども、資料を御用意いただきました。ありがとうございます。「1号炉運転日報」2015年8月31日付ということで、一番右側の列のところに「排ガス濃度」と書いてあって、煙突入口水銀濃度、想像するに多分、煙突の根元のところを入口と言うんだと思うのですが、測定数値が1時間ごとに24時間を通じて数値が掲載されている資料であります。9月1日の1号炉の運転日報を見ると、最大値として9時に0.14 mg/m<sup>3</sup>Nが記載されている資料をいただいております。

それで、確認をしたいのは、先ほどございました行政報告の中で、排ガスに含まれる測定を行っている数値についての報告があり、資料もいただいております。10ページの表8のばい煙測定結果（クリーンポート）というものですけれども、資料を見比べますと、ちょっと相関しているような、運転日報に基づいて行政報告資料がつくられているのかなと見える資料になっております。この提出いただいた運転日報に基づいて年4回の定例会に提出される行政報告資料の数字はつくられているのかということと、この提出いただいた運転日報というのは、議会に提出するためにわざわざつくった資料ではなくて、課内でファイリングされていて、保存されている、過去にさかのぼってその数値が調べられるものなのかどうかということを確認したいと思います。

3点目ですが、管理者に御見解、御認識を伺いたいと思います。私は管理者が就任された直後もこの趣旨の質問をしているのですが、3市の廃棄物等処理にとって柳泉園組合というのは欠かせない施設であるということは認識を共有できると思います。その運営というのは、周辺住民の皆さんの理解と協力によって支えられていると思います。水銀の問題が今回生じて、この後も少し質疑がされると思いますが、こういう問題が生じたときだからこそ管理者としての積極的な姿勢、役割が問われると思います。9月1日以降の管理者としての取り組みと、この問題が起こったことを受けてどのように今後取り組んでいかれるのか、管理者の見解を伺いたいと思います。水銀の問題については3点、お聞きをしたいと思います。

それで、もう1点、厚生施設の関係でお聞きをしたいと思います。大規模改修に当たったの工事概要、わかりやすい資料も御用意いただき、御説明もいただきました。私は、利用者の意見を反映した大規模改修になるようにという趣旨のことを求めてきたつもりでありますけれども、利用者からの要望に応じて今回の大規模改修に盛り込んだ部分がもしあれば説明をいただきたいということと、大規模改修があるということになると、さらに利

用者から要望があるかもしれませんが、どのように把握をされて、ここからの反映はなかなか大きなことは難しいとは思いますが、小さな部分については反映をしていただきたいと思います。御見解を伺いたいと思います。

それで、厚生施設についてももう1点、別の観点でお聞きをしたいと思います。私は、地震などの災害発生時についてクリーンポットの耐震性はどうとか、そういう質問もしてまいりました。たしか震度7でも耐え得る耐震性を持っており、ライフラインが維持される限りにおいては焼却処理は続行可能だという趣旨の説明を以前いただいたように記憶しております。常総市などの災害でも同様ですが、大規模災害のときこそ柳泉園が安定的にその役割を果たす、廃棄物を処理するということが期待される場所です。お聞きをしたいのは、仮に東久留米を含む関係市で大きな災害が発生して、クリーンポット自体は健在で焼却処理が可能である場合、厚生施設、グランドパークは、帰宅困難者あるいは周辺住民の皆さんが避難所を必要とする場合においてはその活用ができるのではないかと。私を提案をしております。柳泉園議会でも質問をしておりますし、東久留米市議会のほうでも質問してきておりますが、東久留米以外の2市については災害発生時、特にこれといって柳泉園組合の施設を利用するという計画はない、考え方はないという答弁も昨年いただいております。その後の災害発生時の施設の有効活用についての東久留米市との話し合いについて、進捗があればお聞きをしたいと思います。

これにあわせてもう1点、最初に質問しておきますが、災害時にお風呂の役割というのが非常に重要だということは以前も申し上げたことがあるかと思っております。グランドパークを通常どおり営業するというのが、災害発生時の応急対応として非常に役割を持つのではないかと、有効ではないかと。通常は、自分のおうちにお風呂があってそれを利用しているけれども、災害が発生していろんな事情でお風呂が使えなくなる市民の皆さんがいたとして、そういう方が柳泉園組合のお風呂を使いたいという方がふえる可能性があると思っておりますが、災害時のグランドパークの運営のあり方、考え方というか対応について、現段階で検討されているところがあればお聞きをしたいと思っております。

水銀の問題について3点と、厚生施設について大きく2点、細かく言うと3点お聞きをいたしました。よろしくお願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） まず1点目の関係3市との検討委員会の設置の件でございますが、こちらは今後関係3市と協議しながら、設置をするかしないか対応を検討していきたいと思っております。また、排ガス中の測定値の保存ですが、これはパソコン上に5年までは保

存されます。それ以降はなくなります。

○管理者（並木克巳） それでは、管理者としての姿勢という部分でお伺いされました。この案件が発生してから、当然この施設の重要性というのは3市圏域の40万の市民の皆さんの生活に直結する施設でもあるということでありますから、安定操業のためにも近隣住民、また市民の皆様の御理解を得ていくということは大切であるという部分においては、議員と考えは同じだと思っております。そのような中で、本案件が発生してから、まずその原因並びに特に再発をすぐに起きないようにすること、また現状の事態が広まらないようにということで緊急的な対応をするようにということでは進めてきております。また、近隣の住民並びに市民の皆様等への報告というものに関しましてもしっかりと進めていくようにということで、その実施状況も確認しながら今日に至っているということであります。

○施設管理課長（千葉善一） それでは、厚生施設の改修関係でございます。利用者の要望、希望等の内容について、どの程度今回の改修工事に反映されているかという1点目でございますが、基本的に、従前から御説明させていただいておりますが、各受付と窓口に要望書、御意見書等がございますので、利用者の方々から御意見を頂戴しております。また、貸し切りコースを利用されております、例えば水泳連盟の方々の3団体からの御意見も参考にしております。基本的な内容といたしましては、更衣室での冬場対策。どうしても寒い、また夏場についてもなかなか排水関係がうまくいっていませんので臭気の問題があったり、またロッカーが小さい。ドライヤーを使うにしても容量が小さいため、各家庭では大型のドライヤーを使用されておりますが、柳泉園組合ではある程度制限をさせていただいております。女性の方々からは、大型のドライヤーを使えるような形での改修やシャワー水の温度の変動、腰洗い槽の段差、トイレでは洋便器にしてほしい、また手すりの設置もしてほしいという要望がございました。そのようなことも踏まえまして、今回、暖房関係では個別に暖房できるような器具の設置、そして、ドライヤーにしても幹線、電力盤の改修工事を行うことによりまして、より容量の大きいドライヤーであったり、また脱水機などの設置も可能となっております。また、洋便器化も今回改修予定にしており、腰洗い槽にしても撤去した後の強制シャワーの設置、そして、シャワー水の温度変動がございますので、そのようなことも含めまして改修工事を予定しております。

2点目ですが、東久留米の状況でございます。柳泉園グラウンドにつきましては、従前から御説明さしあげておりますけれども、ヘリコプターなどの臨時の離着陸場のほかに、

一時の避難場所の指定を受けております。近隣にごございます下里小学校、中学校は、市からの避難所、また一時の避難場所といった指定となっております。実際、災害時の対応につきましては、市からは、小中学校の避難所としての運営が開始されるまでの間の市民対応といった形で説明を受けております。ただ、実際には市といろいろと調整を図りながら、そのときの状況に応じた形での対応を想定しております。また、平成26年11月以降の進展といたしましては、東京都が策定しております「首都直下地震等対処要領」の中で、新たにグラウンド以外のクリーンポートが災害時での大規模な救出・救援、活動拠点の室内施設として、例えば自衛隊であったり消防署などのベースキャンプ、車両基地などの候補地の指定を受けているといった説明がございました。ただ、詳細についてはまだ市のほうも把握し切れていないという部分もございましたので、今後いろいろと調整を図りながら対応したいと思っております。

また、帰宅困難者につきましても、前回では食料品として、54食分を含めまして大体80食という話をさせていただきました。現在では多少備蓄をふやしまして120食程度の備蓄量となっております。

また、お風呂の関係でございます。先ほど御説明申し上げましたが、実際、災害時では電力が停止した場合は当然、お風呂の活用もできません。冷暖房もできませんけれども、そのときの状況に応じて当然検討しなければいけない部分であると認識はしております。

○3番（村山順次郎） 答弁の提出した資料がこの議会提出のためにつくったのではないんですかというところについては。

○議長（渋谷けいし） 1問目の運転日報では。

○技術課長（佐藤元昭） すみません、答弁が漏れまして。こちらは行政報告に載せてあります分析の結果につきましては、国家資格を有した環境計量士による証明がされたものを提出しておりますので、分析結果を行政報告には載せさせていただいているということでございます。

○3番（村山順次郎） 直前の質問は少し意が伝わらなかったのかなと思いましたが、改めて質問したいと思います。

関係3市、特に収集を担当されている部署との連携ということについては、3市と協議をしていきたいということでございます。原因究明ということが望まれる状況でございますので、その収集体制との連携という形を一つの形にしていくということが抑止力というんですかね、再び水銀濃度が検出されるような事態になった場合に、柳泉園組合としてこ

ういう体制を持っているということをも具体化していくこと自体が、将来、2 度目、3 度目と起こりかねない水銀の問題の抑止力になるのではないかなと思いますので、この点は積極的に検討していただきたいと思います。

それで、2 点目の関係なんですけれども、いろいろと私も勉強いたしまして、例えば岩波書店が出している「理化学辞典」を見ますと、「水銀」という項目を見ると、単体、無機化合物ともに皮膚吸収。煙、蒸気を吸い込むと猛毒と。有機化合物は大部分が有害等々と、そういうことが簡潔に書いてあります。図書館に行きましてこの手の化学の資料を探りますと、水銀がいかにか有害かということがいろいろ調べることができます。例えば、水銀及び水銀化合物としてP R T R法第一種化学物質指定、経口、吸入、作業環境、生態毒性、全てクラス1と。発がん性2で危険性が高い、そういう記述が化学的には言えるんだと思います。

それで、私が御検討いただきたいのは、資料を見ますと常時測定をされていて、毎時間の平均値がレポートとしてあり、御答弁によれば5年間分がパソコン上に保存されているということでもあります。一方で、今後再び排ガス中の水銀濃度が自己規制値を超えた場合、焼却炉の停止を行うという非常に重要な数値でもあるわけでもあります。であるならば、少なくとも一つの形ですが、年4回の行政報告の資料に、その前の3カ月間の数値を報告いただく形はとれないのかと。ゼロでしたい報告をされるのと、どういう数値だったのかということが議会に対して一定程度開示することになれば、市民に対する情報公開にもなりますので、そういう形での数値の公表はできないのか御見解を伺いたいと思います。

それで、管理者にも御答弁いただきましたが、例えば周辺自治会協議会が開催されて、こういうことが起こった直後の協議会でございますから、これは全く私の一例でございますが、自治会協議会に出席をされて管理者のほうから質疑も受けるということもあってよかったかなと思いますが、出席はされたという理解でいいんでしょうかということをお聞きをしたいと思います。

厚生施設の関係でございますが、大規模改修に関連していろいろドライバーの問題ですとか、細かい部分にわたって要望があり、それに対応するための改修が予定されていると理解をいたしました。一定程度これで今回の御説明で改修の内容というのは決まってしまうものとは理解いたしますが、今後も来年10月からスタートする工事の中で対応可能なもの、御意見があれば取り入れて反映していただければいいものは積極的に反映していただきたいと思います。この点は要望したいと思います。

それで、お風呂についてはもう1回質問しますが、災害時に通常どおりお風呂がやっているといる状態があるということは、非常に応急対応の面から言って有効だと思います。焼却炉が動いているという前提で御質問しておりますが、例えば対応する人的なスタッフの確保の問題とか、そのために必要な素材、要素、営業するための必要なものは何かというものを把握されて、一時的に休止をする場合があるかもしれませんが、災害発生時でも速やかに再開できるような体制をつくっていただきたいと、私は思いますけれども、それについてはどういうお考えを現段階でお持ちなのか、もう一度お聞きをしたいと思います。3市との協議で申しますと、例えば東京都とか、あるいは大きなレベルでの災害対策の拠点として、グラウンドだけではなくてクリーンポートの施設も利用の対象になるかもしれないという御答弁だったかと思います。その場合はそれが優先されるものなんだろうなと想像しますが、一方で必ず指定をされるというわけではもちろんないと思いますから、そうならない場合の対応、特に東久留米市との連携、話し合いということは引き続き続けていただきたいと、この点は要望したいと思います。

3点ほど再質問したかと思いますが、よろしく願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、1点目の水銀の値についての行政報告への掲載ということでございますが、今まで行政報告に関しましては、先ほども申しましたが、国家資格を有した環境計量士が間違いなくこの数字ですと出されたものしか載せておりません。ですが、今回そういう御意見がありましたので、参考値ということであれば載せることは可能だと思いますので、今後検討していきたいと考えております。

○管理者（並木克巳） 周辺自治会との協議会には出席をいたしております。

○施設管理課長（千葉善一） 浴場施設の関係でございます。基本的には委託業者に対して管理をお願いしておりますので、災害後につきましては、スタッフとか設備的な問題で支障なければ、当然プールも含めまして営業を再開したいと思っております。その際、そのような要望があれば、当然これから調整を図らなければいけない部分もございますけれども、実際は使用料を頂戴して運営をしておりますので、そのときの状況に応じて、例えば全員の方に対して無料になるのか、それともそのような要望のある方に対しての無料なのかというのは現段階では未定で、これから検討しなければいけない部分も多々ございますので、これからの課題ということで調整させていただきたいと思います。

○3番（村山順次郎） お風呂の件は検討いただくということですので、お願いをしたいと思います。例えば、罹災証明があればとか、一定の基準を設けるということも可能です

し、仮に通常どおりの料金を取るとしても、お風呂に入れるという状況が災害時に柳泉園であるというのは、非常に意味のある重要な役割を果たすだろうと思いますので、委託されている業者の方との災害時における対応について具体的にどうしていくのか、調整を図って検討していただきたいと思います。そして、できるだけ休止している期間が短くなるように配慮していただきたいと思いますということは要望したいと思います。

それで、排ガス中における水銀濃度の公表のあり方について、参考値でということですが、逆に言うとそれを判断の基準にして焼却炉を停止ということを今回もされましたし、次にもし仮にそういうことが起こったときに、その参考値を根拠にしてマニュアルをつくった上で、できるだけ速やかに焼却炉を停止するということです。そうすると、参考値とはいえ、クリーンポートの運営そのものに非常に重要な数値と理解できますし、御説明の中でも環境省の定める有害大気汚染物質に係る指針値について、あくまで参考というものではありませんが、一応環境省として水銀については年平均 $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下ということとするという数値を示して、事業者による排出抑制の努力の指針として機能を果たすことを期待してこういう数値を定めているという状況もあるわけですから、公表していただければ参考値というただし書きがついていても、それは一つとして受けとめたいと思いますが、それが正しい数値であると、例えば機器の校正とかがどのようにすればそれがより正確な数値になるのかということは、あわせて公表のあり方とともに検討していただきたいと思います。この点はもう一度、申しわけありませんが、御答弁をいただきたいと思います。

もう終わりますが、管理者のほうからは自治会協議会にも出席をされたということでありました。そういう場面で、住民の皆さんとの意見交換のところでは努力をしていただきたいと思いますし、私も想像するほかないわけでありますけれども、歴代の管理者の方が、何か起こったときには一歩足を踏み出して積極的に対応してきたからこそ今の柳泉園があるとも思いますので、今回のことはまだ終わっているわけではございませんけれども、管理者のほうから積極的な対応をされると。この後も質疑がございますので、まだ課題がございます。私の要望していることもございます。そういうものについても、住民の皆さんとの関係を重視して積極的な対応をしていただきたいと思います。強く要望したいと思います。1点だけお願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 公が認めた数字ではない数値でございますが、柳泉園組合としてそれを基準として停止する判断を下すということでは、ある意味正式な値だとは思いま

す。ただし、その数値が間違いないですよという証明はつかないということでの参考値ということになるかと思えます。そのことを行政報告に載せることは、今すぐ私のほうからは載せませんとは言えませんので、検討していきたいと思えます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○5番（藤岡智明） それでは何点か、水銀の濃度の問題について質問をします。

まず1点目は、5ページの資料です。クリーンポート1号炉の再稼動について、先ほど技術課長の御説明をいただきました。この中で、「搬入内容物の検査について」ということがありました。これは10月14日の私どもに配られました事務連絡によりますと、この間、年間4回検査をしていたということです。年4回実施することになっていたものを、9月から3月まで毎月1回の簡易的4分類の検査をして、クリーンポート搬入内容物調査業務委託を契約しということになっておりまして、1カ月に1回という頻度でこの検査が行われております。これで搬入物には異常はなかったよという記載というか報告はあったわけですが、この内容物調査、簡易的な検査というふうに説明が10月14日の事務連絡でなされておりますが、その内容等についてちょっと教えていただきたいというのが1点です。

それからもう1点、要するにこの再稼動に向けて、減温塔内の清掃、それから脱硝反応塔内の清掃、煙道の清掃、これを清掃したという説明がありました。私は素人的に考えまして、この炉の中に水銀が残留している可能性があるのではないかとすることを考えるのです。そうした場合、こういう清掃だけで、燃やしていないわけですから、この時点では検出できないのですが、その残留等についてどういうふうに考えるのかどうか。この清掃等で大丈夫なのかどうか、この辺についてお考えを聞かせていただきたいと思えます。

それともう1点、さっき村山議員からも指摘があったと思うのですが、いわゆる事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ文書にて分別排出の徹底について依頼をしましたということですが、これについて文書での依頼だけでいいのかどうかということについて、お考えを聞かせていただきたいと思えます。とりあえず3点伺います。

○技術課長（佐藤元昭） では、まず最初の内容物の検査でございますが、今まで年4回行っていたというものは、搬入内容物実態調査ということで中身を詳しく調べる調査でございます。可燃ごみや不燃ごみ、あとはリサイクルできるもの、びんや缶、ペットボトル、その他の分類しづらいものということで、従前から年4回やっていた検査でございます。そのほかに、今回の水銀に関しまして新たに始めた委託に関しましては、主に水銀含有物



に特化した内容物の検査ですのであまり細かく調べる必要がないということで、大まかに4つの区分に分けて検査をしてもらう検査業務でございまして、こちらは9月から始めて、ことしは3月まで毎月1回、都合年7回、来年度以降もこれにつきましては引き続き、搬入物の実態調査とは別に12回。ですので、4回と12回で計16回の抜き打ち検査を実施してまいるといふこととございまして。

続きまして、清掃したことによって水銀の残留が大丈夫かといふこととございまして、水銀に関しましては、常温でも揮発する物質でございまして。ですので、今回掃除をした後に立ち上げる際にも、当然バーナー等で昇温していく過程で残留していれば数字が検出されたであろうこととですが、今回、立ち上げてごみを投入するまでも水銀に関しましては検出されませんでしたし、今も検出されず順調に稼働している結果を見ますと、きちんと除去できたのではないかと判断しております。

また、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者への文書だけでよろしいのかといふこととですが、この件に関しましては今後さらに一歩進んだことを考えていかなければならないかなとも考えておりますので、こちらに関しましては関係3市と協議しながら適切に進めていきたいと考えております。

○5番（藤岡智明） 1問目の内容物の検査についてなのですが、これについて来年度以降も月1回やっていくという御答弁がありました。きちんと業者が搬入するごみを一々チェックをするというのは問題かもしれませんが、やはり今回、水銀に特化したということで、簡易な4分類でチェックをするということとありますが、こうした検査というのは月1回で十分かどうかといふところで、私はふさわしくないのではないかなと。もう少し頻度があつていいのではないかなと思ふところなのですが、その辺について確度といひますか確率といひますか、その辺のところをわかれば教えていただきたいと思ひます。要望としましては、今後も続けていくにしても月1回でいいのかどうかといふことには疑念を持っていますといふこととすけれども、言っておきます。その点について見解を伺ひます。

それから、脱硝反応塔、煙道、それから減温塔の清掃、これについては数回洗浄を行つて、さらに昇温、検査も行つて、そして再稼働への方向に導いたといふことと、これは慎重な対応があつたのではないかなと私は考えております。この点については検査結果といふのが出ていますので、ここでは検出されなかつたといふことについては、一応この清掃は評価できるのではないかなと思ひます。

それと、あと、文書にて依頼といふことについて、今後3市の協議会等を含めて、さら

に一步進めた形でこれを検証していきたいということの答弁がありました。これについては先ほどありましたように、聞き取り調査等々もあろうかと思うのですが、この辺については本当に強化していくという必要があるのではないかと思います。一步進んだということについて、どういうことが考えられるのか、これについてお聞かせいただければと思います。

○技術課長（佐藤元昭） まず1点目の、月1回の検査でよいのかということですが、これは実施しながら、あくまでも予定ですので、あまり状態がよろしくなければ月2回にふやすとか、そういう対応は当初予算にかかわってきますが、毎月1回だけではなく、結果を見ながら月2回とか3回にふやしていくことの対応は可能かと思えます。また、さらにもう一步進んだ対応ということですが、その辺も例えば東京都の対応等を確認しながら、どういうことをやっていけばよいのか、そういうことも確認しながら協議していきたいと思っております。

○助役（森田浩） 補足させてもらいたいのですが、今回の水銀の発生に伴います今後の対策、防止策等につきましては、原因等の関係もございますので、陳情等の中でそのようなことも陳情されていますので、その中で御審議いただくということにはいかないでしょうか。いろいろ関係がありますものですから、もしできればそうしていただければ、その中で詳しい答弁はさせていただきたいと思えますが、もしよろしければそのような形でお願ひしたいと思います。

○5番（藤岡智明） 助役のおっしゃっていることにつきましては理解いたします。一言言っておきますと、やはりこれは再発防止というのが最大の問題だと思うのです。そうした場合に、陳情の問題もあるんですが、私はやはりこうしたときに、技術課長のほうからの御答弁が予算の関係もあるんだけどということがありましたが、これは慎重な対応というのは相当慎重どころか本当に重要な問題としてこの再発防止を行っていく、そのための検証、検査、それらは本当に十分過ぎることが必要ではないかと考えておりますので、このことは意見として付しておきます。

○議長（渋谷けいし） それでは、この関係以外の案件で御質疑がございましたら、挙手にてお願いいたします。

○6番（桐山ひとみ） すみません、議事進行なんですけれども、今、助役のほうから、陳情も今回出ているのでということで、審査の中では答弁も分けてしていただきたいという御答弁があったと思うのですけれども、当初から水銀問題については行政報告書の中で

報告があるものですから、今回についてはこの行政報告書の中で質疑ができるものがあればしっかり質疑もして、陳情の中でもやはり新たに出てきているものですから、そちらのほうでもできるだけかぶらないような形でそれぞれの議員が整理をしながら質疑をされたらどうかと思うので、ここで線引きをされるとなかなか質疑がしづらくなるので、そのあたりについての整理をお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 今、桐山議員から御提案がありましたとおり、皆様の御見識の中で質問等については区分をされてお願いをしたいと思いますが、これでいかがでしょうか。

それでは、ほかに質疑をお受けいたします。

○6番（桐山ひとみ） では、質疑をさせていただきます。

行政報告の中の6ページです。有害ごみ搬入状況ということで、蛍光管と乾電池ということで毎回出していただいておりますけれども、参考までにお伺いしておきたいのですけれども、これの年間、今回、いつも3カ月ということで私もちゃんと調べてくればよかったのですけれども、1年間の総搬入量がどのぐらいなのかということと、あわせてこの有害ごみに関しての保管、また今後それが処理をするためにどこの業者に今度排出をされていくのかというルートについてもあわせてお伺いします。それから、この年間の処理費用については大体幾らかかるのかということについても参考にお伺いしておきたいと思えます。

次です。行政報告、順番に行きますと19ページにあります厚生施設についてです。今回、利用者がかなり減少しているとは思いますが、これらの減少原因についてはどのように把握をされているのかということについて改めてお伺いしておきます。また、今回最後に厚生施設プール棟大規模改修工事概要ということで御説明をいただいたところですが、やはり福利厚生という観点からと、あるいはまた近隣住民の方の健康増進ですとか、以前もプールなどを利用して介護予防に使っていただいたらどうかとか、そのようなことも提案をさせていただいておりますけれども、このトレーニング室が年間で言うと16名ぐらいでかなり少なかったという御報告もいただいている中で、やはりこのようなものを有効活用していく必要があると思えます。今回新たに改修をする中で、先ほどもこういうふうに活用できたらいいなということで、御説明をいただいたところなのですけれども、これらについても改めて健康増進施設という役割、福利厚生の意味で今後もっともっと近隣住民の方に御利用いただく、あるいは東久留米の市民の方々に活用していただく、そのようなところの周知も含めてどのようにされていくのかということをお伺

いしておきます。

それから、水銀の行政報告のほうに移らせていただきたいのですが、まず最初に、9月1日にこの水銀濃度が検出をされたということで、この停止後の対応ということで、1日に管理者、正副議長、代表委員、清瀬市及び東久留米市に電話で報告した。翌2日に西東京市及び周辺自治会に電話にて報告したとあるんですけれども、このタイムラグといえますか、私は西東京市出身なもので、私は副議長も代表委員も兼ねておりますので、1日の時点では私自身は一報をいただいたのですが、西東京市には2日、ほかの自治体から比べますと1日おくれているという報告なんですけれども、これについてはどのような対応の仕方だったのかということについてお伺いしておきます。それから、周辺自治会についてもおくれた理由ということもあわせてお伺いします。

そもそもなんですけれども、今回、村山議員からの資料要求の中で出していただいたこの日報なんですけれども、あくまでも参考値というところを出していただいた日報です。私が聞き漏らしていたら申しわけないんですけれども、この日報はいつも5年保存ということで、いつも皆様の手元にはデータとしてあるという認識でよろしいんですか。先ほど村山議員が、議会に提出するための新たな資料としてつくられたものではないということの御質疑があったと思うのですが、聞き漏らしていたら申しわけないんですが、もう少しはっきりとわかりやすく御答弁をお願いしたいと思います。

それで、この水銀測定器が、勉強不足で申しわけないんですけれども、私も実際ここにしているという認識がなかったのです。知らない方も多分多かったと思うので、逆に水銀値がこんなに上がって発見ができたということも同時によかったことだとは思いますが、一方で、設置をされた当初に、これは何のために水銀測定値をつけられたのか。まだつけられていないごみ清掃処理組合ですとか、そういうところはあるという認識を持ち合わせているのですが、うちはなぜ新しく炉を建設するときにつけたのかということについてですね。この間も、先ほど村山議員が質疑の中でありましたように、行政報告書の中には特段報告が今までなかったものですから、私もこのような形で今回出て、測定器があるのであれば、やはりきちんと議会側の資料としても今後定期的に出していただく必要があるのかなと思っているので、そちらのほうもあわせて御答弁をお願いします。

それから、5ページ、クリーンポート1号炉の再稼動についての報告書の中の5と書いてあるんですが、そのところの9月15日に事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に文書にて依頼ということだったのですが、これは何社、実際のところ出入りをされていて、これ

に対して相手方の事業者さんからどのような反応があったのかということについてもあわせて伺いたいと思います。

それから、たくさんで申しわけないんですが、最後にします。この報告書の中の6ページ、今回自己規制値を柳泉園も持つということで、一步も二歩も進んでよかったかなとは思いますが、この「0.05 mg/m<sup>3</sup>N」を「1時間平均値が自己規制値を2時間連続して超えた場合、その焼却炉を停止する」という形で自己規制ということで、これからマニュアルを作成されるということなんですが、これは2時間連続して超えた場合という根拠をぜひお示しをいただきたいと思います。なぜ1時間値じゃだめなのかということなので、そのあたりについても御説明をお願いしたいと思います。

○議長（渋谷けいし） 7点でよろしいですか。

○6番（桐山ひとみ） はい。

○資源推進課長（宮寺克己） お答えいたします。

まず、有害ごみの搬入状況ということで6ページの資料なんですが、今期、8月、9月、10月は3市合計、例えば乾電池ですとドラム缶の数で78缶蓄積しております。ちなみに、26年度4月から3月までで、3市合計で316缶蓄積をしております。それから、順番が逆になって申しわけないですが、蛍光管なんですが、今期は3市合計で3万3,492本。これは搬入したときに数量を申告といいますか、書いておいて、その記録に基づいております。26年度におきましては、直管のものとか丸いものとか合わせてなんですが、大きさもいろいろですが、3市合計で16万5,269本ございました。数量はそのくらいなんですが、あと処理の関係ですが、各市で当然市民の皆様方に、分別して有害ごみは出してくださいということで御案内していただいております。

そして、そのように分別排出されたものが不燃粗大ごみ処理施設に、例えば乾電池ですと今申し上げましたように各市別にドラム缶が置いてあります。それから、蛍光管につきましては、まだ外の紙の筒がついていたりという場合もあるものですから、とりあえず置いてもらって数を記録していただいて、あとはこちらのほうで例えば外の紙筒を取るですとか、ある程度大きさの同じものを、プラスチックの専用のケースに詰め込みます。ある一定量がたまりますと、東京都中央区にあります野村興産株式会社という会社が、乾電池のほうは陸路などを使いまして、最終的には北海道の北見市にありますイトムカ鉱業所というところに持って行っていただいて、そこで処理をしていただいております。蛍光管につきましては、一度、ウム・ヴェルト株式会社という会社が回収に参ります。これも一定

量たまってからなんです、そこで1回破碎処理を行いまして、そこから同じように野村興産のイトムカ鋳業所に運ばれ、処理をされているということでございます。

それから、金額ということで26年度で申し上げます。乾電池の処理の金額が26年度で713万9,251円でございます。それから、蛍光管につきましては、342万2,974円。ですので、両方合わせまして1,050万円ほどでしょうか、そのくらいの金額でございました。大体お尋ねの件についてはそのくらいでございます。

○施設管理課長（千葉善一） それでは、利用者数の減少の原因と、あとそのような施設の周知方法について御説明させていただきます。

利用者数の減少でございます。今回の行政報告につきましては、前年度の同期に対しましての3カ月間の増減となっております。ただ、基本的には年度によって当然ふえたり減少したりということがございます。今回、こちらの行政報告につきまして御説明させていただきますと、例えばプールでございますが、実際1,400人ほど減っております。原因といたしましては、高齢者等の利用者が減ってしまったことによって、今期では減少となっております。また、浴場につきましても、基本的には1.2%、244人の減少ということでございますが、平成26年度から全体といたしましては増加傾向となっております。こちらにつきましては、やはり毎月第1日曜日に田無浴場組合と共同で開催しております「生薬の湯」のほかに、組合単独でも行っており、平成26年度から増加となっております。

また、プールでございますが、先ほども申し上げたように基本的には減少傾向でございます。ただ、うちのプールにつきましては、一般用、幼児用、そして歩行用ということで、3つの専用のプールということであれば、この近隣の施設では当組合だけとなっております。そのような意味では、PRの仕方によってはこれからふえる要因はあるかと思っておりますが、設置されてから30年近くたっておりますので、基本的には他の施設と比較いたしましても、ある意味では施設の老朽化があるため、どうしても敬遠されがちだといったことが明らかになっておりますので、来年度の改修工事によりまして、今後増加に努めたいと考えております。

また、野球場とテニスコートにつきましても、そのときの天候に応じて、雨が降ったり雪が降ってしまったりすることにより、当然クレーであったり土の施設でございますので、長引いたことによって利用回数が減ってしまう。それによって回数は減るんですが、逆に利用率といたしましては、減ったからといって利用率が下がるといった問題ではござい

せん。同じであったり、また逆にふえたりといったこともございますので、減った原因というのはなかなか調査しにくい部分もございます。

また、会議室につきましては、今回の改修工事で利用率の増加を図るということで、和室も含め予定しております。皆様方に御利用いただけるような形での利用場所の提供ということで、利用者数の増加に努めたいと考えております。

また、このような施設の利用の周知方でございます。基本的には市民の方々に対しまして、柳泉園グランドパークという施設を十分知っていただければ基本的には利用者数がふえて、それに比例して当然、利用者の使用料もふえていくのかなというふうには認識しております。現在では年3回ではございますが、関係市に全戸配布しております「りゅうせんえんニュース」の裏面に、毎回施設のPRも含めまして施設案内を掲載させていただいております。また、路線バスにおきましても、車内放送ではございますが、一応PRをさせていただいております。また、プール単独といたしましては、年2回ほどではございますが、掲示板にも書いているのですが、初心者を対象としたスイミングスクールを開催しております。ただ、何分うちのプールは、水深がフラット、1.1メートルでございませんで、現段階ではそのような初心者用の水泳教室といった形で限定させていただいておりますが、今後いろいろ回数も含めまして検討しながら、利用率の向上に努めたいと思っております。

また、野球場につきましても、従前の野球だけではなく、最近ではサークルなどで利用されておりますグラウンドゴルフであったりとかソフトボール、またプールについても、今まで市民団体、水泳連盟の方々にご利用されております。ただ、夜につきましては高校の部活で使われている例もございますので、そのようなことも含めまして、より一層関係団体に向けましてPRをさせていただくことによりまして、利用率の向上、そして使用料の増ということに努めたいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） では、水銀のまず1点目、なぜ西東京市と周辺自治会の方々への連絡がおくれたかということでございますが、こちらが連絡いたしましたのが5時15分を過ぎておりまして、西東京市に関しましては留守電になっていたため、連絡がつかせませんでした。そのことも踏まえて、今回、連絡体制に関しまして整備をしているところでございます。また、周辺自治会の方々への周知がおくれた原因は、過去に自主規制値と定めた0.05を超したことがあったかどうかを過去2年、3年さかのぼって調べていたため、翌日になってしまったということでございます。

続きまして、今回資料といたしまして配りました日報ですが、こちらは議会用ではなく、1日が終わりますとパソコン上でデータ処理をして、パソコン上に残るものでありまして、特別につくったものではございません。それと、なぜ議会報告等をしていないかといいますと、たしか平成22年だったと思うのですが、東京都で水銀関係のことで大きな問題になりました。新聞等にも報道されました。そのときに柳泉園組合の議会の中でも、それに対して柳泉園はどうしているのかという質疑がございまして、その中で当時の課長が答弁しているものは、大気に関しては水銀に関して規制はない。柳泉園組合としても自己規制値を設けていない。まして連続測定器であるため、濃度計量証明書等、公的なものが発行されていないということで、基本的に行政報告に関しましては、濃度計量証明書に基づき、きちんとしたこの数字ですよというものしか載せていない。よって、水銀に関しましては載せていないという答弁をしております。ただし、先ほど村山議員からもお話があったように、今回、自己規制値を設けた関係がございまして、これは載せていく方向で検討しなければいけないのかなとは感じております。

それと、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者ですが、こちらは柳泉園に登録されております月極めの事業者、1カ月の処理手数料をまとめて払う業者、こちらは柳泉園組合に登録されている業者でございますので、住所等が把握されております。そちらが、確かではないんですが、三十五、六社、登録業者がございまして、そちらに全て文書で報告をしております。その結果と、あと検量棟に掲示した結果も踏まえて、2業者から反応がございました。1業者は月極めをされている業者ですが、今回こういう文書が来たんですが、契約している業者さんにはきちんと分別するようにお話をしますというお話がありました。もう1件は、検量棟に掲示してあるものをごらんになって、自分のところは医療系の廃棄物を扱って、病院と契約をしている。ですので、今回こういうことがあったということで、どういう処理をされていますかと確認したところ、私のところはきちんとそのようなものは別のところに出していますという回答を得たという報告がございました。以上2社ではございますが、反応がございました。

続きまして、最後の自己規制値ですが、こちらは他団体、東京二十三区清掃一部事務組合等のものを参考にさせていただいて、それに基づいてつくったため、2時間である根拠は参考にさせてもらった団体がそういう対応をしているということで、そのように柳泉園も対応していくことといたしました。

○6番（桐山ひとみ）　たくさんの御答弁ありがとうございました。



有害ごみについての年間の処理費用、あるいは保管ルートについては理解をさせていただきました。この有害ごみについては、取り扱いというか保管をしている場所というのは、基本的にどういう方が管理をしているのかということをもう1点だけお伺いしておきたいと思います。

それから、厚生施設についてはわかりました。この間もたくさん聞かせていただいているので、大規模改修を行った後、ぜひ期待できるような施設にリニューアルできたらいいなど期待をさせていただきます。

それから、先ほど漏れてしまったのですが、厚生施設のところで、今回、10月4日から17日まで14日間臨時休業を定期点検のためにされたと思うのですが、その点検、補修をされた後に、19日月曜日に残留塩素濃度が基準値を超えてしまったということで、我々のほうにも一報をいただいたと思うのですが、このあたりについての原因などは究明できたのかどうなのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、水銀のほうに移りますけれども、一報がうちの市に遅かったのではないかという話だったのですが、そのようなことだったら仕方がないのかなと思うのですが、1日のときには我々はちょっと議会があったので議会にはおりましたもので、そのような報告なのでそうなのかなとしか申し上げられないんですけれども。一報については今回も連絡体制についての形が今回出されましたので、そのようなところでぜひ徹底をしていただきたいと思います。やはり前回は指摘をさせていただきましたが、結構柳泉園は事後報告がこれまで多かったと思うので、できるだけ詳細なものについては第一報ということでぜひお願いしたいと思います。その後、一報をいただいてから二報をいただくまでもかなり長い期間があったので、そのあたりについてもこまめにぜひもう少し情報を提供していただけるようにということは、お願いしておきたいと思います。

それから、これについてはわかりました。一日一日保存をされているということだと思うのですが、5年保存だということ。今回このような水銀高濃度という形で検出されましたけれども、過去5年さかのぼる、あるいはその前はもう保存期間がないから見ることはできませんということだったと思うのですが、今後についてはこの5年保存を新たにもう少し延ばすということはできないのかどうなのか。また、これまでないとか多分おっしゃられないとは思いますが、これまで水銀濃度の数値がゼロではなくて少しでも上がったことが過去にあるのかどうなのかということだけ、あわせて参考にお伺いしておきたいと思います。

それから、この事業系の一般廃棄物の収集運搬許可の関係ですけれども、三十五、六社あるということでした。それについて、文書からの反応といいますか回答というのが2業者からあったということでした。これについて、具体的に何をもってこういう文書を出されたのかということだと思えるのですけれども、やはり事業系の一般廃棄物収集運搬、我々構成3市はかなりの分別を強化していて、変なものが混入されるということはあまりないのかなと思うのですけれども、このような事業系のごみにもしかしたら水銀にかかわるものが混入していたのではないかということで、このような文書を出されのかなと想像するんですけれども、それらについて柳泉園側としては最終的な原因といいますか、究明までは至っていないという御回答も前回いただいているとは思えるのですけれども、柳泉園側としてはどういうふうな原因だったとお考えなのかということについてもお示しをいただきたいと思います。

最後ですけれども、この参考値、自己規制値についてですけれども、2時間連続して、あくまでも東京二十三区清掃一部事務組合の基準を参考にということだと思えるのですけれども、やはり1時間でぱんと上がった数値を見て、その時点でとめる。本来、多分近隣住民の方がそれを聞いたときには、1時間で出たんだっただらすぐ停止してよというふうには思うと思うのですけれども、柳泉園としてはあくまでも参考にされていると思うのですけれども、新たな基準として独自の規制値を設けるということの発想はなかったのかどうなのか。そのお考えはないのかということについてもお伺いします。

○資源推進課長（宮寺克己） 現場でのドラム缶ですとか蛍光管容器の保管ということですが、基本的に施設の運転管理を委託しておりますので、日常的にはその委託業者のほうで確認なり、管理などを行っているところでございます。

○施設管理課長（千葉善一） それでは、施設の臨時休業の後の室内プールのお休みの件で御説明させていただきます。

室内プールにつきましては、毎日井戸水を150立米程度補給しながら、ろ過器、そして塩素滅菌装置の自動運転を行うことにより、水温30度の維持、そして残留塩素の水質基準が0.4以上1.0未満の範囲内で維持管理を行っております。今回の事例は初めての事例でございます、今回も臨時休業期間中に、通常は150立米の補給のところ、今回は臨時休業期間中に500立米近いプールの水を全交換いたしており、18日からの営業に向けまして自動運転を行ってまいりました。ただ、滅菌装置につきましては、長年オーバーホールはしていたものの、どうしても経年劣化によりまして、当日では水質がなかなか安

定しておりませんでした。安定しない中で残留塩素濃度が0.5まで減少してしまったために、緊急対応という形で滅菌装置を自動運転から手動運転に切りかえております。3時半に切りかえた後、5時以降につきましては0.9 mg/lまで回復することができました。本来そこで自動運転に切りかえるべきところを、そのまま手動による継続運転をしてしまったために、翌日19日月曜日の段階で1.0を超えてしまい、営業開始前までに1.0を下回ることが不可能であると判断をいたす中で、一般用のプールと幼児用プールの使用の取りやめ、そして歩行用プールのみ営業ということで行っており、翌日20日火曜日からは通常どおりの営業となっております。また、今回の歩行用プールのみ営業につきましては、ホームページ等によりいろいろと対応させていただいておりますけれども、やはり長期間休業明けのお休みということで、利用者、市民の方々に大変御迷惑をおかけいたしております。今後そういうことのないよう、検証のもと対応をしたいと思います。

今回の原因でございますが、基本的には来年度、改修工事を予定しておりますが、今回初めて滅菌装置の一部ふぐあいがあったためと、イレギュラーな形で運転をした場合、引き継ぎが当然あってしかるべきなんですが、運転員の交代がありまして、引き継ぎがうまくいかなかったということも踏まえまして、当然業者のほうにはそのような連絡事項の再徹底といったことも含めて、厳重に注意をしております。

○技術課長（佐藤元昭） では、保存年限を5年ではなくもっと延ばせないかということですが、例規集で言いますと日報は1年保存となっております。ただ、パソコンで5年間ためておくことができるということですので、機械的なものと例規の関係がございますので、すぐにはどうのこうのということは難しいかとは思っております。

過去に数値が出たことがあったかということですが、先ほど御答弁させていただきました平成22年ごろの東京都の関係で御答弁させていただいたときには、数字が出たことはありましたが、全て水銀濃度計の異常、故障等によるもので、検出されたことはないと当時は御報告しております。その結果、今回のことを踏まえて、私どもでそれ以降のことで調べたところ、ことしの6月に0.05は超しておりませんが、0.04という数字が検出されております。これも正常に出たかどうかということは確認はしておりませんが、検出されたということでは1件ございます。

続きまして、柳泉園としての原因は何かということを考えているかということですが、今回こういう数字が出たということは、一度にかなりの大量の水銀が入ったと思われます。では、その入ってきたものは何かが、水銀含有廃棄物で一番水銀含有量が多いものが、水

銀血圧計だそうです。こちらが1台あたりおおよそ50グラムあるそうです。なかなか今、一般の御家庭で水銀血圧計を使用されているところは少ないのかなと思われます。今ほとんどが電気式になっていると思います。また、恐らくこの1台ではこれほどの高い数値は検出されなかったと思います。2台、3台、あるいは4台ということを考えますと、一般家庭から出たごみではないだろうという考えに至りまして、事業系一般廃棄物収集運搬業者が意図的か何らかの間違いかはわかりませんが、そのようなことで何台かまとめて持ち込まれた結果がこういうことになったのではないかという、あくまでも推測ですが、そのように思われます。

また、柳泉園組合独自で自己規制値を定められなかったのかということに関しましては、今回初めてなものですから、ある意味慌ててつくったものでございませうので、ただ、先進団体であるものを参考にさせていただいておりますので、それ以上でもなくそれ以下でもなく、東京都のものを参考にさせていただいた結果でこの基準値を設けさせていただきました。

それと、先ほど答弁をし忘れたところなのですが、なぜ水銀濃度分析計がついているかということですが、こちらに関しましては当然そういう疑問を抱かれるのはごく普通なことだと思いますので、柳泉園組合といたしましてもいろいろ過去の文書等をさかのぼって探したところですが、つけた経緯というものは発見できませんでした。また、このクリーンポート建設に携わった人たちがもう既に定年退職をしていることも含めまして、なぜ当初からついていたかについては、現在のところでは不明ということでもよろしく願いいたします。

○助役（森田浩） 補足させていただきます。ただいまの水銀測定器の設置の理由ですが、今、課長のほうから答弁させていただいたとおりなんですけれども、今までの議会での議論等も全て議事録を調べましたが、そのような議論はされていなかったと記録されております。また、私も個人的なんですけど、過去の局長さんにいろいろ聞きましたが、残念ながら担当者はあまりよく理解はされていないようなことで、大変残念なことなんですけど、そういう経過で正確な設置理由というものはわからないということでもございませう。

○6番（桐山ひとみ） もう終わらせていただきますが、ありがとうございます。

自己規制値のことですけれども、今回初めてのことだったので相当動揺もされつつ、慌ててつくられたのかなという推察はさせていただいたんですけど、近隣住民の方がたしか再稼動をするに当たって説明会をされたときに、できるだけ緊急時に何かあった場合は直ち

に知らせてほしいですか、異常が出たら直ちに停止してほしいとか、そのような御意見もありましたよね。回答はどんな回答をされたのかということはお伺いしていないところなのですけれども、そのような周辺自治会の御意見もあったということなので、私は23区の、都のものを参考にするよりも、近隣住民の方とか自治会の方により安心していただくために、やはりそのような自己規制値というのは、これからマニュアルをつくるのですから、1時間の中でこの規制値を超えてしまったら直ちに停止をするという形で設けていったほうがいいのではないかと考えておりますので、そのあたりについて私からの要望になりますが、ぜひ再度また御検討いただければとお願いしておきたいと思っております。

それから、水銀濃度計について、当初からなぜついているのかというのがわからないということでした。いろんなことが想像できるわけですが、これまでも23区の一部事務組合等の中でかなり水銀のことで、村山議員もおっしゃっていました2010年、11年ぐらいですか、そのあたりでも連続して何回も何回も水銀が出て停止をしているという現実がある中で、やはりこの問題についても、うちは関係ないよという問題ではなくて、出てしまった限りではやはり慎重に対応していく姿勢を見せていくのが柳泉園組合議会のあり方かなと考えておりますので、そのあたりについても陳情もありますので、ぜひ丁寧な対応をとっていただきたいということを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（渋谷けいし） 要望でよろしいですか。

○6番（桐山ひとみ） はい。

○2番（関根光浩） すみません、少しだけ確認させていただきたいと思っております。村山議員が要求した資料の数値についてお伺いしたいのですが、この運転日報の中で、9月1日の9時に0.14ミリグラムという数値が出まして、翌2日の日、0時と1時にそれぞれ0.07、0.04という数値が出ておまして、それ以外はゼロなんですけど、その辺の数値の出方についてわかる部分がありましたら、メカニズムといいますか、教えていただきたいのと、あとこの数値から見ますと、水銀に係る自己規制値というものを今回定めていくということで文書も出ておりますが、この中で自己規制値を0.05ミリグラムと定め、1時間平均値が自己規制値を2時間連続して超えた場合となっているのですが、これから見ますとこの0.14というのは1時間値の値、また9月2日の0時、1時というものも0.07と0.04、これが2時間にわたっておりますので、規制値を超えたのは1時間だけになってしまいますが、この数字からいくと焼却炉を停止しないでいいことになってしまいますが、そこを考えますとやはり数値というものをもう少し考え直したほうがいいのか

など思うのですが、その辺の見解をお願いします。

○技術課長（佐藤元昭） 今回の御質問で0.14が1日の午前9時に平均値で出て、翌日深夜に0.07と0.04が出たということに関しましては、正直私どももどうして出たのかはわかりません。恐らく本来、一時上がっても徐々に下がって行って、そのうちにゼロになる数字だとは思っております。それがゼロになっていたのがまた突然0.07、0.04と出たことに対して、正直私も何でだろうとは思っておりますが、それに対する回答は導き出せない状況でございます。今、御質問にあったように、この表を見ると0.05を超えたのは1時間平均値で1回だけ、2時間連続では超えていないので、この結果から見ると今後はとめないということになります。その辺は今、桐山議員からもお話がありましたので、今後の検討材料になるのかなとは思っております。

○2番（関根光浩） 原因のほうはわからないということであればやむを得ないと思いますが、この規制値につきましては十分に検討されることを望んでの質問とさせていただきます。

○議長（渋谷けいし） 要望でよろしいですか。

○2番（関根光浩） はい。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○4番（後藤ゆう子） 基本的なことを数点だけ伺いたします。

まず1点目、9月1日の午前8時46分、9月にいただいた報告書では「水銀濃度計故障発報」となっていますが、故障でなっているというので、濃度が高い低いではなくて、故障でなるのか、それとも濃度が高くてなるのか、この辺のことを1点お聞きしたいのと、9月1日の8時46分に燃えているごみは、いつに回収されたごみなのか、これが2つ目。それから、先ほど桐山議員の質問の御答弁の中で、事業系の一般廃棄物収集業者が三十五、六社。そのうち1社が医療系のごみをやっているが、うちはちゃんと分別していると報告があったということなので、この三十五、六社に、自分たちが集めているごみに医療系の事業をやっている事業者がいるのかという調査、アンケートみたいなものができるのかできないのかというのが3つ目。それから、搬入内容物調査で何か出た場合に、罰則のようなものがあるのか。とりあえず4点、お願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） まず1点目でございますが、こちらは水銀濃度が検出されて0.01になった場合に、計器故障ですよ、本当に濃度計が故障というわけではなく、検知されましたよという報告のための計器故障のアラームでございます。ですので、濃度計が

壊れたのではなく、水銀が検出されましたという意味のアラームということで御理解いただければと思います。

また、ごみがいつ収集されたものなのかということですが、これはいつ収集されたごみが投入されたかはわかりません。なぜかといいますと、収集されてピットにあげられたごみを、すぐその場でごみピットから投入ホッパに投入するわけではございません。燃焼状態を安定化させるために、常に攪拌をしてごみを均一化に向けて作業している関係上、いつ柳泉園組合に投入されたごみかというものは判断ができません。ただし、大まかなところでは、調べれば、例えばこの1週間の間に入ったごみではないかという範囲まではある程度調べられるかもしれませんが、ごみピットにあげられたものは攪拌するため、いつ入れたものかについては確定はできないということになります。

また、医療系の関係でのアンケートということですが、こちらにつきましても、今後このようなことはやらなければいけないのかなとは感じているところではございます。

また、検査で出た場合、罰則とかはあるのですかということですが、今回、事業者に送った文書の中では、「検出された場合は搬入停止をいたします」という文章を入れてございますので、当然それは故意的なのか偶然なのもあるかとは思いますが、一応発見された場合は柳泉園組合のほうでは搬入停止の処置を講ずるということではございます。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。

もう1点だけ、基本的なことをお伺い忘れたんですが、一般家庭から出るごみと、それから事業系のごみ、可燃ごみの割合というのはどれぐらいになっているのかというのを教えていただけますか。

○技術課長（佐藤元昭） 行政報告の最初のほう、4ページにございます「可燃ごみ搬入状況」、こちらをごらんいただければ、公車、私車と分かれております。ただし、私車の中には事業系一般と一般家庭からの持ち込みも含まれておりますので、この数字が全てではございませんが、おおよそこういう割合になります。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。

今のを踏まえて、また陳情の審査のときに質問させていただきます。

○議長（渋谷けいし） ほかに質疑ございますか。

○8番（小西みか） 確認の質問なんですけれども、まず、まだ日本で水銀が海外に比べて大分使われているという状況があって、これからきっと日本全体でこの水銀自体を使うことを規制していかなければ、なかなかこういう問題はなくなっていかないのかなと思っ

ております。このたび、水俣条約を受けて大気汚染防止法も変わるようですので、それによって国もかなり規制をこれからはしてくるのではないかと思いますので、柳泉園だけではなく全部の焼却炉、そしてまた、石炭火力発電所のほうでも常に排出されているという状況もありますので、そのようなところもこれから、今、0.05という規制値を設けるということになっておりますけれども、そうした国の法規制を受けて、恐らく柳泉園もということに今後なってくるのかと思っています。

ただ、先ほどのやはり、2時間連続でこれが測定がされないということについては、なかなかこれは理解としては難しいのかなと思います。最初、要は測定器自体がおかしいのではないかという、そうした認識があったように受けとれますので、そのあたりも何のために測定器を設置しているのか、このことについては測定というか、出ているということを実事として受けとめて、そして、やはりすぐに立ち下げを行うということが妥当な対応だったのではないかと思います。

それと、先ほどの事業系一般廃棄物の収集についてですけれども、先ほどの御答弁ですと、この一般廃棄物の収集業者、これに要は排出についての分別責任があるということになるのか、指導的な、搬入をやめてもらいますということを書かれたというお話でしたけれども、その点についてはどういうことになるのでしょうか。それを裏返しますと、要は、業者が集めたときに分別が徹底されているのかどうかというのを業者として確認する責任があるのかどうかということにつながってくるかと思いますので、その点についても一度確認をお願いできればと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 2時間連続での規制値ということは、先ほども答弁を申し上げたとおりでございますが、事業系一般廃棄物の関係ですが、受け入れに当たってはきちんと分別して持ってきたよというお約束になっております。それは当然、関係3市の一般市民の方々も分別して排出されておまして、基本的には可燃ごみには可燃ごみだけ、まして水銀を含む有害廃棄物、一般家庭から出るであろう蛍光管、乾電池、水銀の体温計に関しましては、分別収集、分別して出さないよ、不燃ごみでもなく可燃ごみでもなく、有害廃棄物として出さないよということになっております。それは当然、事業系に関してもそうですし、柳泉園組合が受け入れている事業系一般廃棄物は可燃ごみだけですので、本来そのようなものが入ってくるはずがないと思っております。ですので、今後、こういうことがあった関係も含めまして、抑止効果のために搬入内容物の調査を強化して、柳泉園組合ではこういう対応をしていて、これはあくまでも故意で持ってこられる業者に対し



てになると思うのですが、持ってこれなくなるような体制づくり、入ってこないことが一番いいことだと思いますので、そういう体制づくりをしていこうと思っております。

その後入ってきたことに関してですが、その辺はなかなか難しいところがあるかと思えます。なぜかという、搬入してきた業者が特定できるかどうか。特定できれば、それはそれなりの対応をしなければいけないと思うのですが、その特定ができるかどうかということで、この後の話にはなると思うのですが、今回のことを踏まえて何らかの形での委員会等を開きまして、原因について究明しながら今後の対応につなげていきたいと思っております。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

先ほどのほかの議員の方への御答弁からしますと、医療系を集めている業者さんが特定できているというお話があったと思います。血圧計が主に水銀を多く発生させる原因だということをお考えすると、逆に医療系のところから出されるごみを扱っている業者さんの医療系から出されてきたものについてだけ検査を強化すれば、恐らく大分防げるようになるのではないかなと思います。ですので、集めるときに医療系についてはどこから出されたものかということに分けておいてもらうというあたりは、そういう扱いをするということは不可能なんでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） その辺も踏まえて今後検討してまいりたいと思います。

○議長（渋谷けいし） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、以上をもって行政報告についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時51分 休憩

---

午後 4時05分 再開

○議長（渋谷けいし） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第5、議案第13号、工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第13号、工事請負契約の締結についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、ごみ焼却施設クリーンポート3号炉の関連設備機器及び共通設備機器の定期点検整備補修について、平成27年11月13日に仮契約を締結いたしましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定によりまして御提案申し上げます。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

まず、1の契約の目的でございますが、クリーンポートの定期点検整備補修（その3）でございます。

次の2の契約の方法ですが、クリーンポートは、特殊な機械設備が複雑に関連した焼却施設であり、点検整備補修を限られた期間で適切に実施するには、その仕様、性能、機能等を熟知し、かつ、点検整備補修を実施する知識、技術、工程管理能力等を有している必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び柳泉園組合契約事務規則第46条第2項第1号に規定する「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、クリーンポートの設計、施工業者の維持補修部門である会社と1社特命による随意契約でございます。

次に、3の予定価格でございますが、2億841万9,000円でございます。

次に、4の契約金額ですが、2億820万2,400円でございます。

次に、5の契約期間ですが、今回、議決後の契約確定日から平成28年3月29日まででございます。

次に、6の契約の相手方ですが、住重環境エンジニアリング株式会社でございます。

次に、7の支出科目につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、議案13号関係の資料につきましては、担当の技術課長より説明させていただきます。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、議案第13号資料の「クリーンポート定期点検整備補修（その3）概要」をごらんください。

1、一般概要ですが、年間を通じてごみの焼却処理を安定して継続させ、ごみの受け入

れ業務に支障のないよう、3号炉焼却炉・ボイラ設備機器、集じん設備等の整備補修を実施いたします。ボイラ設備につきましては、法定検査を行います。また、集じん設備においては、交換から5年を経過したろ過式集じん機のろ布（バグフィルター）の交換と、経年劣化により傷んでいるケーシング下部の交換を実施いたします。

2、件名、3、補修場所、4、契約方法につきましては、記載のとおりでございます。

5の契約金額は、2億820万2,400円です。補修内訳金額につきましては、次のページ、8、補修内容とあわせて御説明いたします。

2ページをごらんください。

6、契約の相手方、7、契約期間につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、8、補修内容です。補修内容の（1）から（11）までは、3ページの次でございますクリーンポート定期点検整備補修（その3）資料のフローシートに書いてあります番号と一致してございます。

まず、（1）給じん設備につきましては、ごみクレーン2基あるうちの2号機について整備いたします。通常定期点検整備補修と異なる部分を御説明いたしますと、横行レールが約170万円、巻上ブレーキが約230万円、巻上モータ交換で約740万円で、それぞれ経年使用により傷んでいるため交換をいたします。その他の部品交換等を含めて、トータルで1,595万1,000円となります。

続きまして、（2）焼却炉本体設備につきましては、通常定期点検整備補修であり、ストーカ駆動用油圧装置、ストーカ下ホッパ及びシュート等の開放点検清掃及び消耗部品の交換、耐火物のキャスター等の一部張りかえ、助燃・再燃バーナーの分解点検、損傷がひどい火格子・サイドプレート・ウエアプレート等の交換、シール用ファン、フレクターシールの消耗部品の交換で1,622万4,000円となります。

続きまして、（3）灰処理設備につきましては、通常定期点検整備補修であり、灰押出機及び飛灰処理装置のパッキン等消耗部品の交換、灰コンベヤの一部リンクチェーン、経年劣化している下部レールの交換、落下灰コンベヤの点検整備で531万4,000円となります。

（4）通風設備につきましては、押込送風機の点検整備及び消耗部品の交換で76万4,000円となります。

（5）煙道・煙突設備につきましては、通常定期点検整備補修と異なる部分を説明いたします。誘引通風機のおメガクラッチのフルオーバーホールでございます。前回のフル

オーバーホールが7年前に行っております。経年使用によりフルオーバーホールの時期に来ているため、オーバーホール費用で1,280万円、その他の点検整備を含めまして、トータルで1,384万1,000円となります。

続きまして、(6)集じん設備につきましては、通常の定期点検整備補修と異なる部分を説明いたします。ふぐあいが生じている空気圧縮機を1台交換で約1,200万円、四、五年で交換しているろ布(バグフィルター)360本を交換で約1,100万円、バグフィルターが備えつけてある本体の下部が腐食による損傷が激しいため更新で約870万円となり、その他の機器の点検整備を含めましてトータルで5,561万7,000円となります。

(7)窒素酸化物除去設備につきましては、窒素酸化物除去装置、アンモニア気化器の点検整備及び窒素酸化物濃度調節計の交換で409万8,000円となります。

(8)ボイラ設備につきましては、ボイラドラム、ボイラ本体、脱気器、各種ポンプの分解点検整備、ボイラ下ダストコンベヤ、ダブルダンパ関係の清掃点検、安全弁関係の分解点検、消耗部品の交換、その他の弁類の点検整備、各種試験、検査をし、法定検査を実施して、2,142万5,000円となります。

(9)給水設備につきましては、冷却塔ファン1台更新で464万円となります。

(10)その他設備につきましては、雑用空気圧縮機1台、脱湿装置1台の交換で917万円。

(11)電気計装設備につきましては、自動燃焼システムの点検及び作動確認で14万円となります。

その他諸経費といたしまして、環境対策費が951万6,000円、共通仮設費が701万8,000円、現場管理費が1,332万3,000円、一般管理費が1,573万9,000円、消費税が1,542万2,400円、合計で2億820万2,400円となります。

議案第13号資料、クリーンポート定期点検整備補修(その3)の説明は以上でございます。

○議長(渋谷けいし) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番(村山順次郎) 時間も経過しておりますので、1点だけお聞きしたいと思います。

第3回定例会におきまして、消石灰攪拌機のインバータのふぐあい、故障により、焼却炉停止ということが7月だったと思いますが、起こっております。今回、その定期点検整備補修ということで御説明をいただいたところではありますが、こういうものの計画をつく

る際に必要なものを精査する、必要以上に交換等を行いますと、それは3市の負担になり、ひいては市民の負担になるということになります。一方で、必要なものかどうかの精査をしていく中で、例えば先だってあったインバータの故障、これは3炉共通の部分に当たるものだったために、ここが故障したことによって焼却を停止せざるを得なかったと。幸い予備の代替品を持っていたために、比較的短時間で復旧できたという経過もございます。この二者というのは非常に対立関係にありまして難しい、そこが腕の見せどころだと思っておりますが、1点目の精査、過剰な点検整備補修にならないようにするための工夫もされていると思いますし、一方で例えば3炉共通する部品の経年が特に経過しているもの、前定例会ではそういうもののリストアップもしたほうがいいのかという議論があったように記憶しておりますが、そういう取り組みとあわせて今回特にその点で留意して積極的に交換をしようと、交換ではなくてもいいんですが、しようとしているところがあればお聞きをしたいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） ただいまの御質問でございますが、確かにそのようなところがございます、空気圧縮機に関しましては、現状まだ動いている状態ではございますが、もし故障等によりとまった場合、焼却炉を停止しなくてはなりません。また、通常これを納品するのに3カ月、4カ月の納期がかかります。ということも含めまして、過去の経験も踏まえまして、こちらは共通部門になりますので、本来交換しようとするれば共通部門をやる10月にやらなければいけないんですが、それまで間に合うかどうか、耐えられるかどうかかわからないため、予備品として購入している部分がございます。ですので、通常定期点検整備補修が終わった後、業者から報告書が来ます。その中で、次回の交換の推奨部分ですとか整備したほうがいいですよという報告が上がってきますが、それだけではなく、それも見ながらさらにうちの整備係のほうで必要なものを含めたり、または向こうが推奨しているものを削ったりしながら、基本的に焼却炉が緊急に停止することがないように整備をしている現状でございます。ですので、今回もそのようなことを踏まえて、この工事では交換しませんが、不測の事故等に備えての準備というものも一部あるということでございます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 以上をもちまして議案第13号、工事請負契約の締結についての質疑を終結いたします。

これより議案第13号、工事請負契約の締結についてに対する討論をお受けいたします。  
討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第13号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第13号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで皆様にお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することと決しました。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第6、議案第14号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第14号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入・歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額30億7,278万4,000円に対し、歳入歳出それぞれ1億1,869万6,000円を追加し、予算の総額を31億9,148万円とさせていただくため御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成26年度の決算審査が終了し、繰越金が確定しましたので、予

算を調整させていただく内容でございます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページをごらんください。

まず、第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましてはそれぞれ表に記載する金額でございます。

続きまして、事項別明細書について御説明させていただきます。

10ページ、11ページをごらんください。まず、2の歳入でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金は1億1,869万6,000円の増額でございます。この主な増額の理由といたしましては、歳入ではごみ処理手数料、資源回収物等売り払い、電力売払収入等の増によるものでございます。また、歳出では契約差金等の不用額によるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、節25積立金は、説明欄に記載の施設整備基金積立金6,000万円の増額でございます。この基金の積み立てに関しましては、地方財政法第7条に規定する決算剰余金の処分に準じ、当該剰余金1億1,869万6,000円のうちの約2分の1に相当する6,000万円を積み立てるものでございます。この積み立てによりまして、施設整備基金の年度末残高見込みは約6億1,300万円となります。

次に、款5予備費の5,869万6,000円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第14号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の質疑を終結いたします。

これより議案第14号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第14号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第14号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第7、議案第15号、平成26年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第15号、平成26年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年10月14日から22日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の村山監査委員により、平成26年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

平成26年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをごらんください。

歳入予算現額33億1,531万円、歳入決算額33億9,429万416円、歳出予算現額33億1,531万円、歳出決算額28億4,320万4,532円、歳入歳出差引残額5億5,108万5,884円となり、同額が翌年度への繰り越しとなります。また、繰越内訳につきましては、繰越明許費繰越額が438万9,000円、実質繰越額5億4,669万6,884円でございます。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。歳入についてでございます。

主な歳入について御説明いたします。



まず、款1分担金及び負担金は、収入済額18億7,445万2,000円で、前年度に比べ5,056万3,000円、2.6%の減でございます。関係3市の負担金は備考欄に記載のとおりで、3市からの負担金は歳入決算額の55.2%を占める割合でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、収入済額5,957万9,250円で、前年度に比べ0.2%、約9万円の減でございます。節1野球場使用料から節6テニスコート使用料までの各施設の使用料につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額5億6,130万7,585円で、前年度に比べ5.4%、約2,860万円の増額でございます。

次に、款3国庫支出金の収入済額136万2,960円は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で、これは放射性物質汚染対処特措法に基づき毎月1回行っております焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

款5繰入金でございます。

目1職員退職給与基金繰入金の収入済額は2,601万5,000円で、定年退職者1名分の退職手当に充当したものでございます。

次に、款6繰越金の収入済額4億9,545万2,799円は、平成25年度からの繰越金で、前年度に比べ26.8%、約1億460万円の増でございます。この繰越金には、平成27年度の負担金で私車処分費の精算額1億9,182万円が含まれており、差し引き約3億360万円が純然たる繰越金となります。

次に、款7諸収入、項2雑入の収入済額3億7,458万7,732円で、前年度に比べ6.7%、約2,350万円の増でございます。この増の主な雑入の収入済額は、節1資源回収物売払の2億477万8,749円で、その内容につきましては備考欄に記載のとおり、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、古紙・布類及び生びんの売り払いで、これは前年度に比べ5.1%、約996万円の増でございます。

次に、節2回収鉄等売払の収入済額は1,874万5,814円で、その内容につきましては9ページ下段の備考欄及び11ページ上段の備考欄に記載のとおり、粗大ごみ処理施設の磁選機などにより回収された鉄の売り払いや施設の補修により発生した鉄類等の廃材の売り払い、また、焼却灰の中から回収したくず鉄の売り払いで、これは前年度に比べ3.6%、約69万円の減でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

節3電力売払の収入済額は1億3,257万4,267円で、クリーンポートで発電した電力の余剰分の売り払いで、前年度に比べ6.1%、約764万円の増となっております。

次に、節7その他雑入の収入済額は1,417万8,637円で、その内容でございますが、備考欄に記載のとおり、主なものとしてペットボトル有償入札拠出金等の1,378万2,776円で、これは指定法人ルートで処理をしたペットボトルに対する公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金でございます。

なお、8ページ下段の節1資源回収物売払には、9ページ下段の備考欄に記載のとおり、平成20年度の2カ月分のアルミ缶プレス売払代金の未納額956万6,458円につきましては収入未済額となっております。

歳入関係につきましては以上でございます。

続きまして、歳出についてでございます。

主な歳出について御説明させていただきます。12ページ、13ページをごらんください。

まず、款2総務費、目1人件費の支出済額は1億4,464万8,126円で、前年度に比べ20.1%、約3,640万円の減で、これは定年退職者が前年度より1名減となり退職手当が減となったことが主な理由でございます。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。

目2総務管理費の支出済額は1億7,170万7,330円で、前年度に比べ32.6%、約4,220万円の増で、この主な増の理由は、節25積立金で、備考欄記載の施設整備基金積立金が前年度より4,000万円増となったことによるものでございます。

次に、目3施設管理費の支出済額は3,952万8,905円で、前年度に比べ4.3%、約160万円の増でございます。

16ページ、17ページをごらんください。

節11需用費の備考欄記載のクリーンポート外壁等防水補修費438万9,000円は本年度執行できなかった事業で、繰越明許費として翌年度へ繰り越しておるものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをごらんください。

目4厚生施設管理費の支出済額は1億3,412万4,842円で、前年度に比べ9.3%、約1,140万円の増で、主な理由といたしましては、節11需用費が約710万円増、こ

これは備考欄記載の光熱水費及び修繕料が増となったことと、それから、続きまして20ページ、21ページをごらんください。節13委託料が前年度より410万円の増で、これは備考欄記載の厚生施設整備に関わるコンサルタント業務及び設計業務委託費が増となったことによるものでございます。

続きまして、22、23ページをごらんください。

款3ごみ処理費、目1の人件費の支出済額は2億6,095万2,461円で、前年度に比べ1.9%、約490万円の増で、主な理由は再任用職員が2名増となったことによるものでございます。

次に、目2ごみ管理費の支出済額は10億1,328万714円で、前年度に比べ15.9%、約1億3,900万円の増で、主な理由は、修繕料で、クリーンポート定期点検整備補修費が前年度より増となったことによるものでございます。また、不用額につきましては3,450万286円で、主な不用額につきましては、節11需用費では、備考欄記載の消耗品で約940万円、光熱水費では1,070万円、修繕料の定期点検では約620万円、また、節13委託料の不用額は約410万円で、これは備考欄記載の各業務委託の契約差金でございます。

続きまして、24、25ページをごらんください。

目3不燃ごみ等管理費の支出済額は1億6,060万1,366円で、前年度に比べ0.6%、約90万円の減でございます。不用額につきましては、581万7,634円で、主な不用額ですが、節11需用費では、備考欄記載の光熱水費が約107万円、また、節13委託料の不用額は約339万円で、これは備考欄記載の各業務委託の契約差金でございます。

次に、目4資源管理費の支出済額は1億747万2,575円で、前年度に比べ4.7%、約530万円の減で、その主な理由でございますが、26ページ、27ページをごらんください。

節13委託料で、備考欄記載の缶類・古紙類及びびん類の運転業務委託費が前年度より減となったことによるものでございます。また、不用額につきましては、1,536万1,425円で、主な不用額は、節13委託料で、備考欄記載のびん類のリサイクルセンター運転業務委託の契約差金によるものでございます。

次に、目5し尿管理費の支出済額は3,844万9,708円で、前年度に比べ0.2%、約9万円の増でございます。また、不用額につきましては627万3,292円で、主な不用額は節11需用費で、備考欄記載の光熱水費が約330万円と、修繕料約146万円の契

約差金によるものでございます。

次に、款4公債費の元金・利子合計の支出済額は7億6,850万8,587円で、前年度に比べ21%、約2億450万円の減で、これはクリーンポート建設時に借り入れた起債の償還が一部完済したことによるものでございます。

なお、平成26年度末現在の未償還元金は6億4,191万7,973円でございます。

次に、款5予備費は、予算現額3億9,686万7,000円で、同額が不用額となり、全額平成27年度へ繰り越しております。

なお、この予備費には、関係市の負担金から差し引きする私車処分費として、その精算額1億6,465万1,000円が含まれております。

歳出関係につきましては以上でございます。

続きまして、30ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。内容につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、31ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

32ページから35ページにかけて公有財産の土地及び建物で、年度内の増減はございません。

次に、46ページをごらんください。公有財産1点30万円以上の物品で、車両関係及び施設関係でそれぞれ1件の減となっております。

続きまして、47ページをごらんください。基金でございます。各基金の前年度末現在高、決算年度中の増減額及び決算年度末現在高は表に記載のとおりでございます。

次に、49ページをごらんください。歳入歳出決算参考資料でございます。

参考資料につきましては、50ページから57ページにかけてまとめたものでございます。御参照いただければと思います。

なお、平成26年度における主要な施策の成果につきましては、「平成26年度事務報告書」として別にまとめてございます。あわせて御参照いただければと思います。

決算に関する補足説明につきましては以上でございます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日、安藤代表監査委員が出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（安藤純一） 監査委員の安藤でございます。

平成26年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算の審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の村山監査委員と私は、例月出納検査を都合4回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成26年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、証書、帳簿とも完全に整備されており、平成26年度の決算は正確であることを証明いたします。

平成27年11月24日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく村山順次郎でございます。

なお、審査意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（渋谷けいし） なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略させていただきます。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第15号、平成26年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第15号、平成26年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認め、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第15号、平成26年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第15号、平成26年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定されました。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第8、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件について」を

議題といたします。

案件は、陳情第1号「柳泉園での水銀汚染発生の原因究明を求める陳情」、陳情第2号「水銀汚染事故発生に伴う土壌汚染調査実施の陳情」及び陳情第3号「ダイオキシンの連続測定を求める陳情」となります。

お諮りいたします。

陳情第1号、陳情第2号及び陳情第3号を廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第3号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4時47分 休憩

---

午後 5時57分 再開

○議長（渋谷けいし） 休憩前に引き続き、定例会を再開いたします。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第9、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

陳情第1号、柳泉園での水銀汚染発生の原因究明を求める陳情、陳情第2号、水銀汚染事故発生に伴う土壌汚染調査実施の陳情及び陳情第3号、ダイオキシンの連続測定を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（桐山ひとみ） 議長より御指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会の報告をいたします。

付託されました陳情第1号、柳泉園での水銀汚染発生の原因究明を求める陳情については、慎重に審査をした結果、賛成多数で採択となりました。

次に、陳情第2号、水銀汚染事故発生に伴う土壌汚染調査実施の陳情については、慎重に審査をした結果、賛成多数で採択となりました。

次に、陳情第3号、ダイオキシンの連続測定を求める陳情については、慎重に審査をした結果、挙手少数で不採択となりました。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（渋谷けいし） 報告が終わりました。

それでは、陳情第1号、柳泉園での水銀汚染発生の原因究明を求める陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は採択でありますので、本陳情を採択とすることに反対の方の討論からお受けいたします。ございませんか。

次に、賛成の方の討論をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） それでは、今議題になっております陳情第1号、柳泉園での水銀汚染発生の原因究明を求める陳情について、若干意見を述べさせていただきます。

9月1日に発生をいたしました柳泉園組合の排ガスにおける水銀濃度が急に上昇した件について質疑を行いました。私は、この問題については再発防止ということに尽きるのではないかと思います。そのためにも原因究明を図るべきと考えます。足立区の例なども引用いたしましたが、関係3市との連携強化を図るための検討委員会など何らかの協議体を設けることについても、前向きな答弁があったかと思います。また、その中で第三者を含めた検討、協議、調査を行うということも必ずしも否定するものではないと受けとめております。再発防止の観点でいえば、2点目として、持ち込ませないことということが重要になってまいります。こういうことも関係3市を含む協議体、検討委員会の中で議論をされていくものと期待したいと思います。

また、柳泉園組合という組織の性格上、何らかの形で施設内に水銀を含む何らかの物体が持ち込まれる可能性は、現状では否定できないと考えます。その後の対策として、柳泉園組合から外に出さない、排出をさせないという取り組みもあわせて検討していただきたいと思います。洗煙設備などの例も引用して対策を求めたところであります。助役のほうからは、今後の対応について必要であれば、補正予算あるいは議会の同意も得て専決処分等の対応も含めながら検討されていくという御説明があったと思いますので、ぜひ積極的な対応を求めたいと思います。あわせて、今回0.05 mg/m<sup>3</sup>Nという自己規制値を設けたわけではありますが、これが運用面からいって最適なものなのかどうか、このことの検討もさらに進めていただきたいと思います。同時に、現状で連続測定を行っているわけですから、これの適切な公表のあり方についても検討していただきたいと思います。

その上で、1点申し上げておきたいと思いますのは、質疑でも意図的な投入ということ

が議論になりましたけれども、現状で状況証拠ではありますけれども、何らかの方が何らかの意図を持って柳泉園組合に水銀使用機器を意図的に投入したということは、仮に水銀を含むものが柳泉園に持ち込まれたとしても、適切に処理する方法を既に柳泉園組合では持っていること、また今回、その数値を受けて、焼却炉停止という重大な判断をしてまで対応されていることなどから考えて、そのようなことがあったとは考えづらいと私は考えております。その点については陳情の記述もございますが、指摘をしておきたいと思えます。

以上の理由から、陳情第1号については賛成をし、採択をするべきと考えます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。ございませんか。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号、柳泉園での水銀汚染発生の原因究明を求める陳情について、委員長報告は採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手多数であります。よって、陳情第1号、柳泉園での水銀汚染発生の原因究明を求める陳情は採択することと決定いたしました。

それでは、陳情第2号、水銀汚染事故発生に伴う土壌汚染調査実施の陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は採択でありますので、本陳情を採択することに反対の方の討論をお受けいたします。

○2番（関根光浩） 陳情第2号に対します反対意見を申し上げたいと思います。

今回の水銀の事故の発生に関しましては、近隣の住民の方、また市民の方々の心配というのは大変に御理解をするところではございます。そうした中で、陳情第1号にもありましたが、原因を徹底的に究明するということに関しまして、以前に23区で起きたこのような水銀の発生につきましても、原因の究明というのが大変に難しかったということを私も伺っております。そういう中で、ただ、検討委員会を設置していろいろと検討していくということに前向きな姿勢も述べられたところであります。陳情第2号につきましては、



排煙されるときに柳泉園におきましては11万5,000倍に拡散されるということでもありますし、また水銀の土壌の調査ということに関しましても、もともとの値、また今回の事故との因果関係がやはりなかなか明確にはわからないということもございますので、この件に関しましても今後どのようにしていくかという検討も含めまして、委員会の中でしっかりと検討されていくことが望ましいかと思えます。

以上をもって反対の意見といたします。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。ございませんか。

次に、賛成の方の討論をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 再発防止、そして原因究明については、先ほどの意見を述べたとおりであります。その上で、やむを得ず排ガス中に水銀濃度が規制値を超えて出てしまうということが現状では起こり得るとも考えます。11万5,000倍に薄まるということ信用するとしても、それより確かなものにするため、周辺環境に影響はないということを確認する意味でも、今回こういうことが起こったところありますので、土壌汚染調査を適切に実施するということが必要だと思えます。

以上の理由から、陳情第2号、水銀汚染事故発生に伴う土壌汚染調査実施の陳情については賛成をし、採択するべきと考えます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。ございませんか。

それでは、以上をもちまして討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第2号、水銀汚染事故発生に伴う土壌汚染調査実施の陳情については、委員長報告は採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手多数であります。よって、陳情第2号、水銀汚染事故発生に伴う土壌汚染調査実施の陳情は採択することと決しました。

次に、陳情第3号、ダイオキシンの連続測定を求める陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認め、以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は不採択でありますので、本陳情を不採択とすることに反対の方の討論からお受けいたします。

次に、賛成の方の討論はございますか。

○3番(村山順次郎) 陳情に対する説明では、ダイオキシン類について年4回、自治会の立ち会い、専門家にも協力を仰いで測定をされており、その数値が公表されていること、常時の測定は公的に定められたものではないということ、また、煙突から出る排ガスが煙のように見えるという指摘については、排ガスが煙突を出る際には200度C程度あり、冬や雨が降っているときにはそのように見えることもあるという御説明がありました。また、立ち上げ、立ち下げの際の問題については、立ち上げについてはバーナー等で800度Cになってからごみを投入するようにしていること、立ち下げの際には焼却炉内にごみがなくなるまで焼却を行い、その上で立ち下げを行っているということ。常時測定については、JIS規格では規定されておらず、他団体でも測定をしている場合でも公表はしておらず、あくまで参考値だということなどの説明がございました。現状では常時測定する場合、一定の費用もかかるという御説明もございましたので、今後の課題として捉えるべきであり、この陳情については反対をし、不採択すべきものと考えます。

○議長(渋谷けいし) ほかにございませんか。それでは、以上をもちまして討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第3号、ダイオキシンの連続測定を求める陳情については、委員長報告は不採択であります。本陳情を不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(渋谷けいし) 挙手多数であります。よって、陳情第3号、ダイオキシンの連続測定を求める陳情は不採択とすることに決しました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって平成27年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 6時13分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 渋谷 けいし

議員 島崎 清二

議 員 関 根 光 浩